

官報号外

平成二年四月二十五日

○第一百十八回 参議院會議録第九号

平成二年四月二十五日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成二年四月二十五日

午前十時開議

第一 副議長の選挙

第二 千九百八十九年七月三日に国際コーヒー
理事会決議によつて承認された千九百八十三
年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受
諾について承認を求める件

第三 千九百八十九年のジューート及びジューート
製品に關する国際協定の締結について承認を
求める件

第四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關
する法律案(内閣提出)

第五 取引所税法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 農業者年金基金法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、副議長小野明君逝去につき哀悼の件

一、請暇の件

一、日程第二より第六まで

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。
日程第一 副議長の選挙

副議長小野明君は、去る十九日逝去されまし
た。これより副議長の選挙を行います。

投票は無名投票でございます。議席に配付して
記入して、白色の木札の名刺とともに、御登壇
の上、御投票を願います。

氏名点呼を行います。

〔参考氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(土屋義彦君) 投票漏れはございません
か。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(土屋義彦君) これより開票いたします。
投票を参考に点検させます。

〔参考投票を點検〕

○議長(土屋義彦君) 投票の結果を報告いたしま
す。〔参考投票を計算、投票を点検〕

投票総数 一百三十二票

名刺の数もこれと符合いたしております。
本投票の過半数は百十七票でござります。

小山一平君 一百三十二票

〔拍手〕

よつて、小山一平君が副議長に當選せられまし
た。〔拍手〕

副議長選挙投票者氏名

青木	幹雄君	井上	章平君
石井	裕君	大城	眞順君
岩本	政光君	大塚清次郎君	秀久君
板垣	正君	合馬	敬君
尾辻	浩君	大木	裕君
石原健太郎君	道子君	大島	友治君
河原太一郎君	弘君	大鷲	清元君
上杉	光弘君	岡田	純三君
石渡	清元君	岡田	淑子君
岩崎	松浦	岡田	方榮君
大河原太一郎君	宮崎	岡田	広君
大島	前島英三郎君	岡田	三郎君
大鷲	松浦	岡田	武徳君
大鷲	功君	岡田	安正君
大鷲	藤井	岡田	修二君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	哲男君
大鷲	宏一君	川原新次郎君	正敏君
大鷲	藤田	鹿熊	正夫君
大鷲	前島英三郎君	安正君	和彦君
大鷲	松浦	片山虎之助君	寛之君
大鷲	功君	川原新次郎君	正敏君
大鷲	藤井	鹿熊	正夫君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	和彦君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	寛之君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	前島英三郎君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	松浦	片山虎之助君	正敏君
大鷲	功君	片山虎之助君	正敏君
大鷲	藤井	片山虎之助君	正敏君
大鷲	秀樹君	片山虎之助君	正敏君

官 報 (号 外)

柄、卓越した識見は皆様方御承知のとおりでござります。同君が副議長に御就任されましたことは、私ども参議院のためにまことに御同慶にたえない次第でござります。

どうぞ御健康に御留意の上、中立公正かつ民主的な議会運営に当たられ、本院の権威高揚と国民の負託にこたえられますようお願ひ申し上げましたえません。

同君の葬儀につきまして、議長は、議院運営委員会に諮り、来る二十七日午後、参議院葬をもつて行うこといたしました。

この際、院議をもつて同君に対し弔詞をささげることいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

同君に対する弔詞を朗読いたします。

【総員起立】

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされまた参議院副議長として憲政の発揚につとめ特に院議をもつて永年の功労を表彰せられました議員従三位勲一等小野明君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

○議長(土屋義彦君) 長田裕一君から発言を求められております。この際、発言を許します。長田裕一君。

【長田裕一君登壇】

○長田裕一君 小野副議長に対する弔辞を申し述べます。

四月十九日早朝のことでした。テレビ、ラジオのニュースは、小野明本院副議長が東

京都府済生会中央病院において、急性肺炎のため急逝されたことを伝えていました。数日前から風邪をこじらせ、体調を崩し公式行事を欠席されたとは聞いておりましたが、余りにも突然の訃報は、耳を疑うばかりであります。副議長就任以来わずか八ヶ月、副議長御本人の無念さはもとより、御家族の方々のお悲しみ、地元の方々のお嘆きは申すに及ばず、同僚議員としてまことに哀切悲痛の限りであります。

私は、ここに、皆様のお許しをいただき、議員一同を代表し、故小野明副議長の御功績をしのび、謹んで哀悼の言葉をささげたいと思います。

小野副議長、君は、大正九年四月、福岡県北九州市小倉区に生をうけ、小倉師範学校に学ばれました。昭和十五年、卒業とともに門司市立小森江東尋常高等小学校の教諭として教壇に立たれ、自來十九年間、学校教育に専念され、多くの生徒に慕われて将来を嘱望されたのであります。

しかし、戦後の日本の民主化の流れは、若い情熱と正義感に燃えた君を見捨ててはおかず、労働運動の先頭に立たしめ、昭和三十二年には福岡県教職員組合執行委員長の要職につかれ、教職員の地位向上のための中心的指導者となられたのであります。時に君は新進気鋭の三十七歳。そして、昭和三十四年九月には福岡県労働組合総評議会議長として、組合員の信望を一身に集め、いわゆる三池闘争では卓越した手腕を発揮され、労働界に大きな足跡を残されたのであります。

また、この間、福岡県労働者教育審議会委員、社会福祉審議会委員を長きにわたり務められ、地域の教育、社会問題にも大きく貢献されたのであります。

このようだ、君は、労働運動の重鎮として国内各般の分野にわたり活躍されるだけでなく、各國の政治、経済、教育事情等を視察して視野を広げ、また、日中友好協会福岡県連合会副会長として日中友好に貢献されるなど、輝かしい業績を数々残されたのであります。

昭和四十年、既に労働界に確固たる地歩を築かれていた君は、第七回通常選舉に推されて福岡地方区から立候補して見事に当選され、政界への第一歩を踏み出されたのであります。以来、今日まで五回連続して当選の栄誉を与えられ、二十五年の長きにわたって本院議員として活躍されたのであります。

その間の活躍はまことに目覚ましいものがありました。国会にあっては、建設委員長、交通安全対策特別委員長を初め、内閣、外務、文教の各常任委員会、産業・資源エネルギー調査会の理事として委員会の運営に携わる一方、一貫して真摯かつ熱心に審議に当たられました。

教育問題については、長年の研さんと実践を通じて体得された豊富な知識と卓越した識見に基づき、現実を見詰め、現実の中から問題を的確に把握して論議を展開され、丹念な質疑を通じて多くの成果を上げられました。

また、流動する国際情勢の推移に伴って派生するもろもろの問題をとらえ、特に、第十八富士山丸問題に関しては、政治的側面のみならず、人道的見地からその早期解決を政府に強く要請するとともに、みずからも朝鮮労働党幹部に親書を寄り、その解決に努力を惜しまなかつたのであります。このような君の努力に政府から敬意と謝意が述べられたことは記憶に新しいところであります。

この問題が今日なお円満解決に至っていないことは、君もさぞ心残りであつたと推察するのであります。が、近い将来、必ずや君の御遺志が実現されることと確信いたしております。

君は、日本社会党での党活動におきましても、文字どおり与野党伯仲という当時の本院の政局の勢のもとにおいて、与野党的対話を必要とされたとき、日本社会党議院国会対策委員長、同議員会長として、本院がその本来の機能を發揮するよう腐心されました。このときほど君の政治家として

ての面目が躍如としてあらわれたときはなかつたのではないかと思われてなりません。さらに、君は、日本社会党中央執行副委員長の一職につかれ、党が委員長の選出に苦惱していたとき、土井委員長擁立に積極的に動かれ、今日の土井ブームを生んだ原動力となつたと承っております。

昨年七月の第十五回通常選舉に当たり、君は、第三次の公認候補となり、銅メダルだと比喩されおられたようですが、七十一万二千票を超す圧倒的な支持を得て、金メダルで見事当選を果たされ、八月には第十九代本院副議長に推举されました。

本年一月には、副議長として初めてスペインを公式訪問され、お元気で帰國された後、去る二月二十七日、永年在職の表彰を受けられました。その際、私は、議員一同を代表して、この壇上でお祝いの言葉を申し述べたのですが、時経ずして、本日この同じ壇上で君に追悼の言葉を述べなければならることはまことに痛恨のきわみであり、改めて政治家の生活の厳しさと人の世の無常を思い知らされるところであります。

君は、強い正義感にあふれ、身を持すること清廉、辺幅を飾らず、信ずる道を一筋に邁進する信念の人であります。しかも、何の気負いもない、独特の風格を持っておられ、政治家小野明の面目と魅力がありました。

現下、我が国は内外ともに極めて重要な時期に当面し、政治に対する国民の関心が大きく高まっています。君は、参議院の権威を高め、新しい局面を迎えた本院の円満公正な運営と議会制民主主義の発展のために努力したいと抱負を述べておられます。

君は、日本社会党での党活動におきましても、文字どおり与野党伯仲という当時の本院の政局の勢のもとにおいて、与野党的対話を必要とされたとき、日本社会党議院国会対策委員長、同議員会長として、本院がその本来の機能を発揮するよう腐心されました。このときほど君の政治家として

い、ただひたすらに在天のみたまの安らかにお休みではないかと思われてなりません。

みくださることをお祈りするばかりであります。ここに、謹んで君が生前の御功績をたたえ、その豊かな人となりをしのび、心から哀悼の誠をさげ、追悼の言葉といたします。

平成二年四月二十四日
参議院議長 土屋 義彦殿
外務委員長 山東 昭子
要領書

一、委員会の決定の理由

国際コーヒー理事会によつて決議された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の二年間の延長は、コーヒーに関する国際協力を継続するとともに、国際コーヒー理事会における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えることを主たる目的とするものであり、我が国が同協定の有効期間の延長を受諾することは、開発途上にあるコーヒー生産国の経済発展に引き続き協力する等の見地から、妥当な措置と認められる。

○議長(土屋義彦君) この際、お詣りいたしました。糸久八重子君から海外旅行のため九日間、広中和歌子君から海外旅行のため十三日間、それぞれ請假の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

一、費用

国際コーヒー機関分担金として、平成二年度予算に二千四百九十八万九千円が計上されています。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認を求めるの件
された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

日程第三 千九百八十九年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長山東昭子君。

右 国会に提出する。

平成二年四月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理

事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し、よつて要領書を添えて報告する。

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の件外一件

年、国際コーヒー協定の有効期間の延長の件外一件
国際コーヒー理事会は、次のとおり決議する。

1 千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間は、千九百九十一月九月三十日まで二年間延長される。

2 1の規定により有効期間の延長がされた千九百八十三年の国際コーヒー協定は、千九百八十三年の国際コーヒー協定の締約国政府であつて、同日までに受領するものは、有効期間の延長を受諾する旨の通告と同等の効力を有する。当該締約国政府は、加盟国の有するすべての権利を有し、かつ、すべての義務を負う。もつとも、国際連合事務総長が千九百九十年三月三十日又は国際コーヒー理事会の決定する同日よりも遅い日までに当該締約国政府から有効期間の延長を受諾する旨の通告を受領しなかった場合には、当該締約国政府は、同年三月三十一日又は当該同日よりも遅い日に有効期間の延長がされた協定への参加を終止する。

3 1の規定により有効期間の延長を受けた旨の通告を行つたものの間で、効力を有する。ただし、同日までに加盟輸出国の票の過半数を有する二十以上の加盟輸出国及び加盟輸入国の票の過半数を有する十以上の加盟輸入国を代表する締約国政府が有効期間の延長を受諾する旨の通告を行うことを条件とする。この2の規定の適用上加盟輸出国及び加盟輸入国に対し千九百八十九年九月三十日現在の票が配分される。その通告は、元首、政府の長若しくは外務大臣により署名されるものとし、又はこれらの者のいずれかにより署名された全権委任状に基づいて行われる。国際機関の場合には、その通告は、当該国際機関の規則に従つて正當に権限を与えられた代表者により署名されるものとし、又はこのようないくつかの代表者により署名された全権委任状に基づいて行われる。

4 1の規定により有効期間の延長がされた千九

百八十三年の国際コーヒー協定を暫定的に適用することを約束する旨の締約国政府の通告で

あって国際連合事務総長が千九百八十九年九月三十日までに受領するものは、有効期間の延長

を受諾する旨の通告と同等の効力を有する。当該締約国政府は、加盟国の有するすべての権利

を有し、かつ、すべての義務を負う。もつとも、国際連合事務総長が千九百九十年三月三十日又は国際コーヒー理事会の決定する同日よりも遅い日までに当該締約国政府から有効期間の延長を受諾する旨の通告を受領しなかった場合には、当該締約国政府は、同年三月三十一日又は当該同日よりも遅い日に有効期間の延長がされた協定への参加を終止する。

5 理事会の会期は、千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長に関する2及び3の規定に基づくすべての義務を千九百八十九年十月一日に満了して履行することを加入書の寄託の際に約束することを条件として、千九百九十年三月三十一日又は国際コーヒー理事会の決定する同日よりも遅い日まで有効期間の延長がされた協定に加入することができる。

6 事務局長は、この決議を国際連合事務総長に伝達する。

7 委員会の決定の理由

この協定は、現行の千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

(a) 現行の協定の有効期間の延長のための要件として加盟状況を検討し及び次の事項について決定するため千九百八十九年十月二日から六日まで招集される。

(b) 現行の協定の有効期間の延長のための要件が満たされた場合には、千九百八十九一千九百九十年度における有効期間の延長

がされた協定の運用

(b) 現行の協定の有効期間の延長のための要件が満たされなかつた場合には、(i)

(i) 2及び3に規定する通告を行つた締約国政

府の間で現行の協定が効力を有する状態を継続させることの当否及び継続させる場合には、

合には国際コーヒー機関を引き続き運営す

るための条件又は、(ii)

(ii) 第六十八条(4)の規定に基づいて国際コ

ヒー機関の清算を行うための措置をとること

との当否

がされた協定への参加を終止する。

8 要領書

千九百八十九年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年四月二十四日

外務委員長 山東 昭子

参議院議長 土屋 義彦

一、委員会の決定の理由
この協定は、現行の千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十九年のジユート及びジユート製品に関する国際協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十九年のジユート及びジユート製品に関する国際協定

前文

は、輸入国である我が国にとって有益であるとともに、開発途上にあるジユート及びジユート製品の輸出国の経済発展に資すると見地から、妥当な措置と認める。

一、費用

平成二年度予算に、国際ジユート機関分担金として三百九十九万九千円が、国際ジユート機関提出金として千七百万円が、それぞれ計上さ

れている。

号 報 (号 外)

新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画(注1)を想起し、
国際連合貿易開発会議がその第四回会期、第五回会期及び第六回会期においてそれぞれ採択した
一次產品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)、第二章B節を想起し、
更に、後発開発途上国のための千九百八十年代における新たな実質行動計画、特に同計画第八十二項(注2)を想起し、
ジユート及びジユート製品が多数の開発途上輸出国の経済にとって重要なことを認め、
ジユート及びジユート製品が直面している問題の解決を見いだすための緊密な国際協力が、輸出の経済協力を強化することとなることを考慮し、
千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定が輸出国と輸入国との間のそのような協力のために重要な貢献をしたことを考慮して、
次とのおり協定した。

注1 千九百七十四年五月一日の国際連合総会決議第三千二百一号(第六回特別会期)及び第三千二百二号(第六回特別会期)
注2 後発開発途上国に関する国際連合会議報告(国際連合刊行物、販売番号E・八十一・I・八)第一部A節参照

第一章 目的

第一条 目的

千九百八十九年のジユート及びジユート製品

に關する国際協定(以下「この協定」という。)の目的は、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の利益を図り、あわせて国際連合貿易開発会議が採択した一次產品総合計画に関する決議第九十三号(第四回会期)、第二章B節を想起し、
並び第百五十五号(第六回会期)に定める目的で関連を有するものを達成するため、並びに同会議が採決した決議第九十八号(第四回会期)及び国際連合貿易開発会議(第七回会期)最終議定書第二章B節を考慮して、次のとおりとする。
(a) ジユート經濟の發展に関し、加盟輸出国と加盟輸入国との間の協力及び協議のための効果的な枠組みを提供すること。
(b) ジユート及びジユート製品の國際貿易の拡大及び多様化を促進すること。
(c) ジユート市場の構造上の状況を改善すること。
(d) 機関の活動において、特に、天然の産物としてのジユートの利用がもたらす有益な影響につき周知を図ることにより、環境上の侧面に妥当な考慮を払うこと。
(e) ジユート及びジユート製品の競争力を高めること。
(f) ジユート及びジユート製品の現在の市場を維持し、拡大し及びその新たな市場を開拓すること。
(g) 国際ジユート市場のより一層の明瞭性を確保するため市場情報を改善すること。
(h) ジユートの需要を増大させるため、新しいジユート製品を含むジユートの新たな用途を開拓すること。

(1) 「ジユート」とは、黄麻、ケナフ及び他のこれらと同種の纖維をいい、ウレナ・ロバタ、アブティロン・アヴィケンナエ及びケファロネイ・ボリュアンドルムを含む。
(2) 「ジユート製品」とは、全部若しくはほとんど加工度の向上を奨励すること。
(j) 加盟輸出国及び加盟輸入国の利益を図るために、ジユートの生産を、特に、その単位面積当たり生産量及びその品質を向上させることを目的として、発展させること。
(4) 「加盟輸出国」とは、ジユート及びジユート製品の輸出量が輸入量を上回る加盟国で加盟輸入品の輸出量が輸入量を上回る加盟国で加盟輸入国であると宣言したものという。
(5) 「加盟輸入国」とは、ジユート及びジユート製品の輸入量が過半数及び出席しから投票する加盟輸入国がこれらの数の票を投ずることを条件とする。
(7) 「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際ジユート理事会をいう。
(8) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の中の投する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、加盟輸出國の過半数及び出席しかつ投票する四以上の加盟輸入国がこれらの数の票を投ずることを条件とする。
(9) 「区分」とは、出席しかつ投票する加盟輸出國の投する票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の中の投する票の過半数の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、加盟輸出國について要求される過半数が投するものでなければならぬ。
(10) 「会計年度」とは、七月一日から六月三十までの期間をいう。

(1) 「ジユート年度」とは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。

(2) 「接受政府」とは、機関の本部が置かれている国の政府をいう。

(3) 「ジユートの輸出」又は「ジユート製品の輸出」とは、ジユート又はジユート製品がいずれかの加盟国の関税地域から外へ出ることをいい、「ジユートの輸入」又は「ジユート製品の輸入」とは、ジユート又はジユート製品がいずれかの加盟国の関税地域内に入ることをいう。ただし、これらの定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をいう。

官報(号外)

但し、「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スター・リング・ボンド、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、能力を有する国際通貨機関が隨時指定する通貨をいう。

第三章 組織及び運営

第三条 國際ジユート機関の本部、構成及び存続

1 千九百八十二年のジユート及びジユート製品に関する国際協定によって設立された国際ジユート機関は、この協定を適用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

2 機関は、常設機関としての国際ジユート理事会及び事業委員会並びに事務局長及び職員によりてその機能を営む。理事会は、特別多數票による議決で、特定の目的のために特定の権限

を有する委員会及び作業部会を設置することができる。

3 機関の本部は、バングラデシュのダッカに置く。

4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

第四条 機関の加盟

1 機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。

(a) 加盟輸出国

2 加盟国は、理事会の定める条件に従って加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

第五条 政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧洲経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他

の政府間機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表决が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成員に配分される票の合計に等しい数の票を投する。この場合には、当該政府間機関の構成員は、各自の投票権を行使することができない。

3 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

4 1の政府間機関は、原則として、各ジユート年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

5 2理事会は、その決定するとき又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。

6 3(a) 事務局長(理事会の議長を得た場合)は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

7 3(b) 過半数の加盟輸出国又は過半数の加盟輸入国

8 3(c) 五百票以上の票を有する加盟国

9 3(d) 会期は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、本部以外の場所で会議を開催することにより生ずる追加の費用を支弁し、かつ、同様の国際会議のために与える特権及び免除同等のものを与える。

10 4 会期の通知及び会期における議題は、その中に言及される文書とともに少なくとも三十日前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急

議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又は双方の再選を妨げるものではない。

11 3 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方が恒久的に欠けることとなつた場合には、理事会は、場合に応じて、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国(の代表のうちから)、一時的又は恒久的には、理事会は、場合に応じて、加盟輸出国又は加盟輸入国の役員を選出することがで

る。

12 第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、特別多數票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則(理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。)を採択する。

3 3 理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

4 4 第九条 理事会の会期

1 1 理事会は、原則として、各ジユート年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

2 2 理事会は、その決定するとき又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。

3 3 (a) 事務局長(理事会の議長を得た場合)は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。

4 4 (b) 過半数の加盟輸出国又は過半数の加盟輸入国

5 5 (c) 五百票以上の票を有する加盟国

6 6 (d) 会期は、理事会が特別多數票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、本部以外の場所で会議を開催することにより生ずる追加の費用を支弁し、かつ、同様の国際会議のために与える特権及び免除同等のものを与える。

7 7 会期の通知及び会期における議題は、その中に言及される文書とともに少なくとも三十日前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急

つきいかかる金銭上の利害関係も有してはならない。

6 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けたはならない。事務局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対するその責任の遂行について影響を及ぼすうとしているではない。

第五章 特権及び免除

第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関は、接受政府（機関の本部が現に置かれているパングラデシィ政府）との間の本部協定の下で引き続きその機能を営む。接受政府との間の本部協定は、機関並びに事務局長、職員及び専門家並びに加盟国の代表団の地位、特権及び免除その他の事項であってその任務の遂行のため通常必要とされるものに関するものとする。

3 機関の本部が他の加盟国に移転する場合は、当該他の加盟国は、理事会が承認する本部協定を機関とできる限り速やかに締結する。

4 機関は、3に規定する本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を

接受政府の国に法律の範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

5 機関は、この協定を適正に機能させるために必要な特権及び免除に関する取扱い理事会が承認するものを他の国と締結することができる。

6 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もともと、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 会計

第十八条 勘定

1 機関に、次の二の勘定を置く。

(a) 運営勘定

(b) 特別勘定

1 事務局長は、これらの勘定の管理につき責任を負う。理事会は、必要な手続規則を作成する。

第十九条 支払の形式

1 運営勘定に対する分担金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

2 特別勘定に対する提出金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外國為替上の制限を課されない。

3 理事会は、また、特別勘定に対する提出については、承認された事業の要件を満たすような提出であつて提出金以外のもの（科学的及び技術的機材並びに人材の提供を含む。）を受け入れることを決定することができる。

1 第二十条 会計の検査及び公表
理事会は、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行つた運営勘定及び特別勘定の決算書は、各ジエント年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が利用することができるようにするものとし、その後開催される最初の会期において理事会が適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要是、その後に公表する。

3 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるところによりその額が決定されかつ各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従つて支払われる年次分担金により、支弁する。

4 理事会、事業委員会その他第三条2に規定する委員会及び作業部会に出席する代表團の費用は、関係加盟国が支弁する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

6 運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となつた日に生ずる。

第二十一条 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるところによりその額が決定されかつ各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従つて支払われる年次分担金により、支弁する。

2 加盟国が6の規定による分担金の支払の義務の生じた日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払つていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払つていなければ、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務の生じた日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払つていない場合には、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務の生じた日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払つていない場合には、当該加盟国が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで、当該加盟国の投票権は停止され、また、支払が遅れた分担金につき接受国の中央銀行の利率で利子が徴収される。

3 加盟国は、7の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、特に分担金を支払う責任を負う。

盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

官 報 (号 外)

- 9 いすれかの年度の運営予算の使用残額は、当
初割り当てられたものと同様の比率で加盟国政
府に配分され、翌年度の分担金から控除され
る。

第二十二条 特別勘定

1 特別勘定の下に、次の二の勘定を置く。

(a) 準備事業勘定

(b) 事業勘定

2 準備事業勘定から事業に対し支出されたす
べての経費は、当該事業がその後理事会で承認
されかつそのための資金が確保された場合に
は、事業勘定から償還される。この協定の効力
発生から六箇月以内に理事会に對して準備事業
勘定のための資金が提供されない場合には、理
事会は、状況を検討し、適当な措置をとる。

3 特定の事業に対するものとして受領されたす
べての収入は、特別勘定に記帳する。当該特定
の事業に係るすべての費用（コンサルタント及
び専門家に対する報酬及び旅費を含む。）は、特
別勘定から支弁する。

4 特別勘定のための資金は、次のものから調達
することができる。

(a) 一次產品のための共通基金の第二勘定

(b) 地域金融機関及び国際金融機関、すなわ
ち、国際連合開発計画、世界銀行、アジア開
発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行等
(c) 任意拠出

5 加盟国が任意に借入れについてのすべての義
務及び責任を負う場合には、理事会は、適当な
ときは、特別多数票による議決で、当該借入れ
によつて資金が調達される事業を支援するため
の条件を定める。機関は、当該借入れについて

八
かなる義務も負つない

- 6 いかなる義務も負わない。

理事会は、承認された事業の資金調達のための借りを行ひかつ当該借りに關するすべての義務を負う主体を、当該主体（加盟国を含む。）の同意を得て、指名し及び推薦することができる。この場合において、機関は、資金の使用を監督し及び資金が供与された事業の実施を監視する権利を留保する。もつとも、機関は、個々の加盟国その他の主体が与える保証について責任を負わない。

7 いづれの加盟国も、事業に関する他の加盟国又は主体による借り又は貸付けから生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

8 用途が特定されていない任意の資金が機関に提供される場合には、理事会は、当該資金を受領することができる。当該資金は、準備事業及び承認された事業のために使用することができる。

9 事務局長は、理事会の定める条件で、理事会によつて承認された事業のための適當かつ確實な資金の調達に努める。

10 特別勘定の資金は、承認された事業又は準備事業のみを使用する。

11 特定の承認された事業のための提出は、理事會が提出者との合意により別段の決定を行わない限り、当初に提出の対象とされた特定の事業のためにのみ使用する。機関は、提出者が別段の合意を行わない限り、事業の完了後に計算に対する各提出者の提出の割合に比例して残余の資金を各提出者に返済する。

2 理事会、監査、特別勘定の質疑問題二つ、

- 12 理事会は、適宜、特別勘定の資金調達について検討することができる。

第七章 一次產品のための共通基金との関係

第二十三条 一次產品のための共通基金との関係

機関は、一次產品のための共通基金を設立する協定において定められた原則に従い、一次產品のための共通基金の制度（適当な場合には、共通基金と相互に受け入れることのできる協定の締結を含む。）を十分に利用する。

第二十四条 事業活動の実施

第一項 事業

1 理事会は、第一条の目的を達成するため、統的にかつ第十四条の規定に従い、研究及び開発の分野、市場の拡充の分野並びに費用の削減の分野における事業（人的資源の開発に関するものを含む。）並びに理事会が承認した他の関連する事業を選別し、これらの事業の準備及び実施のための措置をとり、並びにその効果を確実なものとするためこれらの事業の実施を監視し、監督し、及び評価する。

2 事務局長は、1に規定する事業の計画案を事業委員会に提出する。当該計画案は、これを検討する事業委員会の会期の少なくとも二箇月前にすべての加盟国に配布する。事業委員会は、当該計画案に基づいていずれの準備事業を実施するかを決定する。事務局長は、決定された準備事業について、理事会の採択する規則に従って手配を行う。

3 準備事業によって得られた結果（詳細な費用、予想される利益、期間、実施の場所及び適格性

卷之三

- のある実施機関についての事項を含む。)は、事務局長が、当該結果を検討する事業委員会の会期の少なくとも二箇月前にすべての加盟国に配布した後、事業委員会に提出する。

4. 事業委員会は、準備事業によって得られた結果を検討し、理事会に対し事業についての勧告を行う。

5. 理事会は、勧告を検討し、特別多数票による議決で、第二十二条及び第二十八条の規定により、提案された事業の資金調達について決定する。

6. 理事会は、事業の優先順位を決定する。

7. 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

8. 理事会は、特別多数票による議決で、事業に対する支援を打ち切ることができる。

第二十五条 研究及び開発

研究及び開発に関する事業は、特に、次の目的を有するものとする。

(a) 農業生産性及び織維品質の改善

(b) 既存の及び新たな製品の製造工程の改善

(c) 新たな用途の発見及び既存の製品の改善

(d) ジュート及びジュート製品の加工の増進及び加工度の向上の奨励

第二十六条 市場の拡充

市場の拡充に関する事業は、特に、既存の製品のための市場を維持し、拡大すること及び新たな製品のための市場を発見することを目的とするものとする。

第二十七条 費用の削減

費用の削減に関する事業は、特に、適当な場合には、農業生産性及び織維品質に関する工程及び

技術を改善すること、ジューート加工工業における工程及び技術を改善すること並びにジューート経済にて現に利用可能で最も効率的な工程及び技術に関する情報を加盟国の利用のために収集し及び管理することを目的とするものとする。

第二十八条 事業の承認の基準

理事会による事業の承認は、次の基準により行う。

- (a) 現在又は将来において二以上の加盟国（少なくともその一は、加盟輸出国とする。）に利益をもたらす可能性を有し、かつ、ジューート経済全体にとって有益であること。
- (b) ジューート及びジューート製品の国際貿易の維持又は拡大に関連有すること。
- (c) 費用に関して短期的又は長期的に有利な経済的効果を予測されること。
- (d) ジューート及びジューート製品の国際貿易の規模に適合するよう計画されていること。
- (e) ジューート及びジューート製品の一般的競争力を高め又は市場の見通しを改善する可能性を有すること。

官報(号外)

- 1 この協定により、事業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、理事会に対し責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。
- 2 委員会への参加は、すべての加盟国に開放される。委員会の手続規則、票の配分及び投票手続きについては、理事会の手續規則、票の配分及び投票手続きを準用する。委員会は、通常、年二回会合する。ただし、理事会の要請に基づき更に会合することができる。
- 3 委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (a) 第二十四条に規定する事業の計画案を検討し並びに技術的に審査し及び評価すること。
 - (b) 理事会に対し事業について勧告すること。

第九章 ジューート及びジューート製品に関する重要な事項の検討

第三十条 安定化、合成品との競争その他の事項の検討

- 1 理事会は、輸出のためのジューート及びジューート製品の価格及び供給の安定化の問題について、解決策を見いだすことを目的として、引き続き検討を行う。この検討の結果合意された解決策がこの協定に明示的に規定されていない措置をとることを要するものである場合には、第四十二条の規定に基づくこの協定の改正によってのみその措置を実施することができる。
- 2 理事会は、ジューート及びジューート製品と合成品及び代替品との間の競争に関する事項を検討する。
- 3 理事会は、ジューート及びジューート製品に関する他の重要事項を引き続き検討するための措置をとる。

第十章 統計、研究及び情報

第三十一条 統計、研究及び情報

理事会は、ジューート及びジューート製品に影響を及ぼすすべての要素に関する最新の信頼し得る資料及び情報の入手に資するため、第十四条

- 1 に規定する機関との間で適当なすべての措置をとる。機関は、この協定の運用に必要なジューート、ジューート製品、合成品及び代替品の生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。
- 2 加盟国は、自国の国内法に抵触しない限りで、統計及び情報を妥当な期間内に可能な限り提供する。
- 3 理事会は、世界のジューート経済の動向並びに短期及び長期の問題に関する研究が行われるよう措置をとる。
- 4 理事会は、ジューート、ジューート製品、合成品及び代替品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の商業上の秘密を侵すこととなるいかなる効果を有するかとなる措置をとることを行うこと。

なる情報も公表されないようにする。

理事会は、ジューート及びジューート製品に関する広報及び情報提供のために必要と認める措置をとる。

第三十二条 年次報告並びに評価及び検討に関する報告

理事会は、各ジューート年度の終了から六箇月以内に、機関の活動及び適当と認める他の情報に関する年次報告を公表する。

第三十三条 年次報告並びに評価及び検討に関する報告

理事会は、各ジューート年度の終了から六箇月以内に、機関の活動及び適当と認める他の情報に関する年次報告を公表する。

第三十四条 球根の義務

- 1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い、協力する。
- 2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有するかとなる措置をとることを行うこと。

差し控えるよう努める。

この協定の運用上生ずる加盟国の債務（機関に対するものであるか第三者に対するものであるかを問わない。）は、第六章の規定により加盟国が負う資金上の義務の範囲に限定される。

第三十五条 義務の免除

理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のため加盟国とのこの協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務の履行が不可能であることに關する当該加盟国の説明を認めたときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

第三十六条 特別の救済措置

- 1 開発途上加盟輸入国は、この協定の下でられた措置により自国の利益が著しく害される場合は、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）第三節の3及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。
- 2 理事会は、すべての活動において特定の後発行しなかつた旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に関する紛争は、理事会に対し決定のため付託される。当該苦情及び当該紛争に係る事案についての理事会の決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十七条 署名、批准、承認

- 1 この協定は、千九百九十年一月一日から十二月三十一日まで、国際連合本部において、千九百一十九年のジューート及びジューート製品に関する国際連合貿易開発会議に招請された政府による署名のために開放しておく。
- 2 1に規定する政府は、次のいずれかのことを行うことができる。

- (a) この協定に署名する際に、署名によってこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行ふこと。

(b)

この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによって批准し、受諾し又は承認すること。

第三十八条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第三十九条 暫定的適用の通告

この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

当該政府は、この協定を暫定的に適用する旨を通告する際に、自國が加盟輸出國又は加盟輸入國のいずれであるかを宣言する。

この協定が効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批準書、受諾書、承認書又は加入書を寄託して加盟国となる日までの間、機関の暫定的加盟国としての地位を有する。

第四十条 効力発生

1 この協定は、付表Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十五パーセント以上を有する三以上の国の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の総計の六十五パーセント以上を有する二十以上の国の政府が、千九百九十一年一月一日までに又はその後のいずれかの日までに、第三十七条2(a)の規定に基づき署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した場合には、同年一月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

この協定は、付表Aに掲げるところにより純

輸出量の総計の八十五パーセント以上を有する三以上の国の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の総計の六十五パーセント以上を有する二十以上の国の政府が、千九百九十一年

一月一日までに又はその後のいずれかの日までに、第三十七条2(a)の規定に基づき署名し、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合には、同年一月一日又は当該その後のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百九十一年一月一日までに満たされなかつた場合には、第三十七条2(a)の規定に基づき署名し、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最も早い時に会合しこの協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に又は確定的に効力を生ずることを決定するため、これらの政府を招集する。

この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に効力を生ずることを決定した政府は、この3の定めるところによりこの協定が暫定的に効力を生じている間、暫定的加盟国として地位を有する。これらの政府は、事態を検討するため会合し、この協定をこれらの政府の間で確定的に効力を生ずること、この協定の暫定的効力を有する状態を継続させること又はこの協定を終了させることのいずれかを決定することができる。

4 この協定は、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

5 事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会の第一回会期を招集する。

6 改正の効力発生の要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

第四十三条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行ふことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行つた加盟国は、同時に、その旨を理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。

に対し、期限の延長を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによりて行う。

第四十二条 改正

1 理事会は、特別多數票による議決で、加盟国に對しこの協定の改正を勧告することができる。

2 理事会は、加盟国が寄託者に對して改正の受諾を通告する期限について定める。

3 改正は、三分の二以上の加盟輸出國であつて加盟輸入國の総票数の八十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟輸入國であつて加盟輸入國の総票数の八十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受けた後九十日で、効力を生ずる。

4 改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通告した後は、理事会の定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

5 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了する事が困難なため改正の効力発生の日までに受諾する事ができなかつた旨の当該加盟国の中立を理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。

6 当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

1 理事会は、この条の定めるところにより、次の理由により締約国でなくなる加盟国について会計上の処理を行う。

(a) 第四十二条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。

(b) 第四十三条の規定に基づきこの協定から脱退すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

1 理事会は、締約国でなくなる加盟国が運営勘定に對して支払った分担金の返戻しを行わない。

2 この条の規定により妥当な償還を受けた加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しない。当該加盟国は、また、償還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を負わない。

3 第四十六条 有効期間、延長及び終了の理由により、特別多數票による議決で、この協定の有効期間を延長し、この協定について再交渉し又はこの協定を終了させることを決定する場合は、この限りでない。

4 この協定は、効力発生の日から五年間効力を有する。ただし、理事会が、この条の定めるところにより、特別多數票による議決で、この協定の有効期間を二回(それぞれ二年間)を限度として延長することを決定することができる。

5 1に規定する五年の期間の満了前又は2に規定する延長期間の満了前のいずれかにおいて、この協定に代わる新たな協定についての交渉が

処理衛生管理者の業務に対する監督の徹底、指定検査機関の充実等により、検査体制の確立に遺漏なきを期すること。

二、法の施行により、中小規模の食鳥処理業者の経済的な負担が過大とならないよう、融資その他の面で十分配慮すること。

三、近年における輸入食品の件数の大幅な増大等に対応し、食品衛生監視員、検査機器の整備等により、検疫所における輸入食品の監視体制の充実に努めること。

右決議する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

右

平成二年四月十七日

内閣総理大臣 海部 俊樹

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

国会に提出する。

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 食鳥処理の事業の許可等(第三条~第十一条)
第三章 食鳥処理業者の遵守事項(第十一条~第十三条)
第四章 第十四条
第五章 食鳥検査等(第十五条~第三十五条)
第六章 雑則(第三十六条~第四十四条)
第七章 罰則(第四十五条~第五十一条)
附則

(目的)

第一条 この法律は、食鳥処理の事業について衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食

鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。(定義)

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 食鳥 鶴、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家禽んであって政令で定めるもの

をいう。

二 食鳥とたい とさつし、及び羽毛を除去した食鳥であって、その内臓を摘出す前のもの

をいう。

三 食鳥中抜とたい 食鳥とたいからその内臓を摘出したものをいう。

四 食鳥肉等 その内臓を摘出した後の食鳥の肉、内臓、骨及び皮をいう。

五 食鳥処理 次に掲げる行為をいう。

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

六 食鳥処理場 食鳥処理を行うために設けられた施設をいう。

七 食鳥処理の事業の許可等

八 食鳥処理業者

九 食鳥検査等

十 雜則

十一 罰則

十二 附則

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 食鳥処理場の名称及び所在地

三 処理する食鳥の種類

四 食鳥処理場の構造及び設備の概要

第五条

都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

(許可の基準)

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるものは、都道府県知事は、第三条の許可の申請に係る基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。

(変更の許可等)

五 食鳥処理場の構造又は設備が厚生省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。

(食鳥処理の事業の許可の取消し等)

六 食鳥処理業者

七 食鳥検査等

八 雜則

九 罰則

十 附則

十一 第二章

十二 第三章

十三 第四章

十四 第五章

十五 第六章

十六 第七章

十七 第八章

十八 第九章

十九 第十章

二十 第十一章

二十一 第十二章

二十二 第十三章

二十三 第十四章

二十四 第十五章

二十五 第十六章

二十六 第十七章

二十七 第十八章

二十八 第十九章

二十九 第二十章

三十 第二十一章

三十一 第二十二章

三十二 第二十三章

三十三 第二十四章

三十四 第二十五章

三十五 第二十六章

三十六 第二十七章

三十七 第二十八章

三十八 第二十九章

三十九 第三十章

四十 第三十一章

四十一 第三十二章

四十二 第三十三章

四十三 第三十四章

四十四 第三十五章

四十五 第三十六章

四十六 第三十七章

四十七 第三十八章

四十八 第三十九章

四十九 第四十章

五十 第四十一章

五十一 第四十二章

五十二 第四十三章

五十三 第四十四章

五十四 第四十五章

五十五 第四十六章

五十六 第四十七章

五十七 第四十八章

五十八 第四十九章

五十九 第五十章

六十 第五十一章

六十一 第五十二章

六十二 第五十三章

六十三 第五十四章

六十四 第五十五章

六十五 第五十六章

六十六 第五十七章

六十七 第五十八章

六十八 第五十九章

六十九 第六十章

七十 第六十一章

七十一 第六十二章

七十二 第六十三章

七十三 第六十四章

七十四 第六十五章

七十五 第六十六章

七十六 第六十七章

七十七 第六十八章

七十八 第六十九章

七十九 第七十章

八十 第八十一章

八十一 第八十二章

八十二 第八十三章

八十三 第八十四章

八十四 第八十五章

八十五 第八十六章

八十六 第八十七章

八十七 第八十八章

八十八 第八十九章

八十九 第九十章

九十 第一百章

一百 第一百零一章

一百零一 第一百零二章

一百零二 第一百零三章

一百零三 第一百零四章

一百零四 第一百零五章

一百零五 第一百零六章

一百零六 第一百零七章

一百零七 第一百零八章

一百零八 第一百零九章

一百零九 第一百一十章

一百一十 第一百一十一章

一百一十一 第一百一十二章

一百一十二 第一百一十三章

一百一十三 第一百一十四章

一百一十四 第一百一十五章

一百一十五 第一百一十六章

一百一十六 第一百一十七章

一百一十七 第一百一十八章

一百一十八 第一百一十九章

一百一十九 第一百二十章

一百二十 第一百二十一章

一百二十一 第一百二十二章

一百二十二 第一百二十三章

一百二十三 第一百二十四章

一百二十四 第一百二十五章

一百二十五 第一百二十六章

一百二十六 第一百二十七章

一百二十七 第一百二十八章

一百二十八 第一百二十九章

一百二十九 第一百三十章

一百三十 第一百三十一章

一百三十一 第一百三十二章

一百三十二 第一百三十三章

一百三十三 第一百三十四章

一百三十四 第一百三十五章

一百三十五 第一百三十六章

一百三十六 第一百三十七章

一百三十七 第一百三十八章

一百三十八 第一百三十九章

一百三十九 第一百四十章

一百四十 第一百四十一章

一百四十一 第一百四十二章

一百四十二 第一百四十三章

一百四十三 第一百四十四章

一百四十四 第一百四十五章

一百四十五 第一百四十六章

一百四十六 第一百四十七章

一百四十七 第一百四十八章

一百四十八 第一百四十九章

一百四十九 第一百五十章

一百五十 第一百五十一章

一百五十一 第一百五十二章

一百五十二 第一百五十三章

一百五十三 第一百五十四章

一百五十四 第一百五十五章

一百五十五 第一百五十六章

一百五十六 第一百五十七章

一百五十七 第一百五十八章

一百五十八 第一百五十九章

一百五十九 第一百六十章

一百六十 第一百六十一章

一百六十一 第一百六十二章

一百六十二 第一百六十三章

一百六十三 第一百六十四章

一百六十四 第一百六十五章

一百六十五 第一百六十六章

一百六十六 第一百六十七章

一百六十七 第一百六十八章

一百六十八 第一百六十九章

一百六十九 第一百七十章

一百七十 第一百八十一章

一百八十一 第一百八十二章

一百八十二 第一百八十三章

一百八十三 第一百八十四章

一百八十四 第一百八十五章

一百八十五 第一百八十六章

一百八十六 第一百八十七章

一百八十七 第一百八十八章

一百八十八 第一百八十九章

一百八十九 第一百二十章

一百二十 第一百二十一章

一百二十一 第一百二十二章

一百二十二 第一百二十三章

一百二十三 第一百二十四章

一百二十四 第一百二十五章

一百二十五 第一百二十六章

一百二十六 第一百二十七章

一百二十七 第一百二十八章

一百二十八 第一百二十九章

一百二十九 第一百三十章

一百三十 第一百三十一章

一百三十一 第一百三十二章

一百三十二 第一百三十三章

一百三十三 第一百三十四章

一百三十四 第一百三十五章

一百三十五 第一百三十六章

一百三十六 第一百三十七章

一百三十七 第一百三十八章

一百三十八 第一百三十九章

一百三十九 第一百四十章

一百四十 第一百四十一章

一百四十一 第一百四十二章

一百四十二 第一百四十三章

一百四十三 第一百四十四章

一百四十四 第一百四十五章

一百四十五 第一百四十六章

一百四十六 第一百四十七章

一百四十七 第一百四十八章

一百四十八 第一百四十九章

一百四十九 第一百五十章

一百五十 第一百五十一章

一百五十一 第一百五十二章

一百五十二 第一百五十三章

一百五十三 第一百五十四章

一百五十四 第一百五十五章

一百五十五 第一百五十六章

一百五十六 第一百五十七章

一百五十七 第一百五十八章

一百五十八 第一百五十九章

一百五十九 第一百六十章

一百六十 第一百六十一章

一百六十一 第一百六十二章

一百六十二 第一百六十三章

一百六十三 第一百六十四章

一百六十四 第一百六十五章

一百六十五 第一百六十六章

一百六十六 第一百

(名義貸しの禁止)

第十一条 食鳥処理業者は、自己の名義をもつて、他人に食鳥処理の事業を営ませてはならない。

(衛生管理等の基準)

第十二条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(食鳥処理衛生管理者)

第十三条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(食鳥処理衛生管理者)

第十四条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

第十五条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

(食鳥処理衛生管理者)

第十六条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

(食鳥処理衛生管理者)

第十七条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

(食鳥処理衛生管理者)

第十八条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

(食鳥処理衛生管理者)

第十九条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

(食鳥処理衛生管理者)

第二十条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

(食鳥処理衛生管理者)

第二十一条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

(食鳥処理衛生管理者)

第二十二条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理するところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならぬ。

(食鳥処理衛生管理者)

知事に、その食鳥処理衛生管理者の氏名その他の厚生省令で定める事項を届け出なければならない。食鳥処理衛生管理者を変更したときも、同様とする。

第十三条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、食鳥処理業者に對し、その解任を命ぜることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分は処分に違反したとき。

二 前条第二項に規定する職務を怠つたとき。

三 第十五条第六項の規定による確認に係る事項が同項が同項の厚生省令で定める基準に適合していなかつたとき。

(休止等の届出)

第十四条 食鳥処理業者は、その食鳥処理場を廃止し、休止し、又は休止した食鳥処理場を再開したときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第四章 食鳥検査等

(食鳥検査)

第十五条 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするとときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならぬ。

第十六条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に關し、その確認の方法その他厚生省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生省令で定める基準に適合する旨の認定を受けられることがある。

第十七条 前項の認定を受けた食鳥処理業者(以下「認定小規模食鳥処理業者」という。)は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

第十八条 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第十九条 食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場において食鳥処理をする食鳥の羽数が政令で定める数を超えない範囲内で食鳥処理をしなければならない。

第二十条 食鳥処理業者は、その食鳥処理場の構造及び設備が厚生省令で定める要件に適合するとき

は、第二項の規定にかかわらず、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受けることができる。

前項に定めるものほか、第一項から第三項までに規定する検査(以下「食鳥検査」という。)は、厚生省令で定める方法及び手続により行う。

食鳥処理業者が、厚生省令で定めるところにより、食鳥とたいを譲り受けた場合にあっては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況(次条第三号から第五号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあっては、その変更後のもの)に定める方法に従つて、厚生省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。

この確認をさせなければならないときは、その確認を行わせることができない。

都道府県知事は、前項の確認に係る事項が同項の厚生省令で定める基準に適合していなかつた場合であつて当該確認を行つた食鳥処理衛生業者に引き続き同項の確認を行わせることは適当でないと認めるときは、認定小規模食鳥処理業者に對し、その解任を命ぜることができる。

都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に報告しなければならない。

認定小規模食鳥処理業者が、厚生省令で定めるとところにより、第五項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。

認定小規模食鳥処理業者が、確認規程を廃止するときは、その年の四月一日(以下「届け出日」という。)までに当該都道府県知事に届け出たときは、当該認定は、その届け出た日の属する年の翌年の四月一日(その届け出た日が一月から三月までに属するときは、その年の四月一日)までの間で当該都道府県知事の定める日にその効力を失う。

認定小規模食鳥処理業者が、認定小規模食鳥処理業者に對し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

(持出し等の禁止)

第十七条 何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生省令で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはならない。ただし、次の各

官報号(外)

当該食鳥検査の業務の全部又は一部を行うものとする。

厚生大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなるとき、

又は委任都道府県知事が同項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなる事由がなくなったときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

4 委任都道府県知事が第一項の規定により食鳥検査の業務を行うこととし、又は厚生大臣が食鳥検査の業務の廃止に係る第三十二条第一項の許可をし、若しくは第三十三条第一項若しくは第二項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合における食鳥検査の業務の引継ぎその他必要な事項は、厚生省令で定める。

(許可の条件)

2 前項の条件は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものは、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第六章 雜則

(報告の徵収)

第三十七条 都道府県知事は、第十六条第七項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、厚生省令で定めるところにより、食鳥処理業者、食鳥処理衛生管理者又は届出食肉販売業者に対し、その業務の状況に關し報告をさせることができる。

2 厚生大臣又は委任都道府県知事は、第二十五条第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、

食鳥検査の業務又は經理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、食鳥処理場若しくは食鳥処理業者若しくは届出食肉販売業者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい、食鳥肉等を食鳥中抜とされた者に質問させ、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出した者に質問させることができる。

2 厚生大臣又は委任都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捲査のために認められたものと解してはならない。

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 食鳥検査の事務並びに第二十条及び前条第一項に規定する都道府県の職員の職務は、食品衛生監視員、と畜検査員その他厚生省令で定める職員であつて政令で定める資格を有するもののうちからあらかじめ都道府県知事が指定する者が行う。

(聴聞)

第四十条 厚生大臣又は都道府県知事は、第八条第九条、第十三条、第十六条第六項、第二十一条第三項又は第三十三条第一項若しくは第二二項の規定による処分をしようとするときは、

厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならぬ。

2 厚生大臣又は委任都道府県知事は、第二十五条第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、

2 前項の聽聞に際しては、当該処分に係る者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

(不服申立て)

第四十一条 食鳥検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分(検査の結果を除く)又は不作為については、厚生大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

3 この法律の規定により保健所を設置する市の市長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

4 第十六条第二項の規定に違反して、食鳥とたいを譲り渡した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 第十八条第一項又は第二項の規定に違反して、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を消毒、廢棄又は食用に供することができないようする措置を講じなかつた者は、

6 第十九条の規定に違反して、食鳥、食鳥と毒、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を消毒、廢棄又は食用に供することができないようする措置を講じなかつた者は、

7 第二十条第一号の規定による禁止又は同条第二号の規定による命令に違反した者は、

8 第二十二条第二号又は第三号の規定による都道府県の職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、

9 第二十三条第二項の規定による都道府県の職員の職務の停止の命令に違反したときは、

10 第二十四条その法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生省令で定める。

11 第四十五条次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12 第四十九条次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下以下の罰金に処する。

13 第一百二十二条第四項の規定による届出をせずする。

1 第三条の許可を受けないで食鳥処理の事業を営んだ者

2 第十条の規定に違反して、他人に食鳥処理の事業を営ませた者

3 第十七条第一項の規定に違反して、食鳥と若しくは食鳥処理業者若しくは届出食肉販売業者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出した者

4 第十七条第二項の規定に違反して、食鳥とたいを譲り渡した者

5 第十八条第一号の規定による禁止又は同条第二号の規定による命令に違反した者は、

6 第二十二条第二号又は第三号の規定による都道府県の職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、

7 第二十三条第二項の規定による都道府県の職員の職務の停止の命令に違反したときは、

8 第二十四条その法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生省令で定める。

9 第四十五条次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

10 第四十九条次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下以下の罰金に処する。

11 第一百二十二条第四項の規定による届出をせずする。

定の基準に適合することを確認させること等により食鳥検査を要しないものとするとともに、食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入する際に輸出国の政府機関によって発行された安全性に係る証明書等の添付を義務づけることとしております。

委員会におきましては、検査体制のあり方、中小処理業者に対する配慮、輸入食品の安全対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第五 取引所税法案
(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

審査報告書

取引所税法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

平成二年四月二十四日

参議院議長 土屋 義彦殿
大蔵委員長 藤井 孝男

定の基準に適合することを確認させること等により食鳥検査を要しないものとするとともに、食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入する際に輸出国の政府機関によって発行された安全性に係る証明書等の添付を義務づけることとしております。

委員会におきましては、検査体制のあり方、中小処理業者に対する配慮、輸入食品の安全対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

一、費用

本法律施行に伴う平成二年度一般会計の租税増収見込額は、約十億円である。

取引所税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年四月十九日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

取引所税法案

取引所税法

による納付の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 取引所 証券取引法(昭和二十三年法律第二百三十九号)第二条第一項(定義)に規定する商品取引所又は金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第五項(定義)に規定する金融先物取引所をいう。

二 市場 証券取引法第二条第十二項に規定する有価証券市場、商品取引所法第二条第三項に規定する商品市場又は金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物市場をいう。

三 有価証券等 証券取引法第二条第一項に規定する有価証券、商品取引所法第二条第二項に規定する商品、金融先物取引法第二条第一項に規定する通貨等その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。

四 先物取引 次に掲げる取引(オプション取引)をいう。

イ 売買の当事者が取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券等及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつてい有価証券等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができ取引

六 先物取引等 先物取引及びオプション取引をいう。

七 取引所の会員 取引所の会員(証券取引法第一百七条の二第二項(特別参加者)その他同法、商品取引所法又は金融先物取引法の規定により会員とみなされる者を含む)である。

八 取引所取引等を行ふことができるものをいう。

九 調税の対象

第三条 先物取引等には、この法律により、取引所税を課する。

(納税義務者)

第四条 取引所の会員は、取引所の市場において行ったその先物取引等につき、この法律により、取引所税を納める義務がある。

(先物取引等とみなす場合)

第五条 取引所の市場における先物取引等の委託を受けた取引所の会員又は先物取引等の委託の媒介、取次若しくは代理を受けた者(以下この項において「委託を受けた取引所の会員等」という)が、証券取引法第一百二十九条第一項(のみ行為の禁止)(同条第二項において準用する場合を含む)、商品取引所法第九十三条

時期における現実の当該指標等の数値の差に基づいて算出される金額の授受を約する

取引

方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において有価証券等の売買取引又は前号ロに掲げる取引に該当する先物取引(当該先物取引に準ずる取引で取引所により定められたものを含む)を成立させることができ

る権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うこと

を約する取引をいう。

五 オプション取引 取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において有価証券等の売買取引又は前号ロに掲げる取引に該当する先物取引(当該先物取引に準ずる取引で取引所により定められたものを含む)を成立させることができ

る権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うこと

を約する取引をいう。

六 先物取引等 先物取引及びオプション取引をいう。

七 取引所の会員 取引所の会員(証券取引法第一百七条の二第二項(特別参加者)その他同法、商品取引所法又は金融先物取引法の規定により会員とみなされる者を含む)である。

八 取引所取引等を行ふことができるものをいう。

九 調税の対象

第三条 先物取引等には、この法律により、取引所税を課する。

(納税義務者)

第四条 取引所の会員は、取引所の市場において行ったその先物取引等につき、この法律により、取引所税を納める義務がある。

(先物取引等とみなす場合)

第五条 取引所の市場における先物取引等の委託を受けた取引所の会員又は先物取引等の委託の媒介、取次若しくは代理を受けた者(以下この項において「委託を受けた取引所の会員等」という)が、証券取引法第一百二十九条第一項(のみ行為の禁止)(同条第二項において準用する場合を含む)、商品取引所法第九十三条

(のみ行為の禁止)又は金融先物取引法第七十三条(のみ行為の禁止)の規定により禁止される売買その他の取引を行ったときは、当該委託を受けた取引所の会員等が、当該取引を行った時に、当該取引所の市場において、当該先物取引等の双方の当事者となつて先物取引等を行つたものとみなす。

2 前項の規定により取引所の市場において先物取引等を行つたものとみなされる者が、当該取引所の市場において先物取引等を行うことがでる取引所の会員でないときは、その者を当該取引所の会員とみなす。

第六条 取引所税の納稅地は、先物取引等が行われた市場を開設する取引所の主たる事務所の所在地とする。

第七条 取引所税の課稅標準は、次の各号に掲げる先物取引等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第二条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引 当該先物取引に係る売買取引の契約金額

二 第二条第四号イに掲げる取引に該当する先物取引 当該先物取引に係る取引金額

三 オプション取引 当該オプション取引を行ふ際に行支払うことを約した対価の額

前項第二号に規定する取引金額は、同号の先物取引に係る約定数量及び取引単位に基づいて政令で定めるところにより算出した金額とする。

3 第五条第一項の規定により先物取引等を行つたものとみなされる場合における取引所税の課稅標準は、委託者(当該先物取引等の委託又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る注文をした顧客をいう。)と同項に規定する委託を受けた取引所の会員等との取引に基づき第一項各号

の規定の例により計算した金額とする。

(税率)

第八条 取引所税の税率は、次の各号に掲げる先物取引等の区分に応じ当該各号に定める税率とする。

一 先物取引 万分の〇・一

二 オプション取引 万分の一

第三章 特別徵収による納付等

第九条 取引所の会員が取引所の市場において先物取引等を行つた場合(第五条第一項の規定により先物取引等を行つたものとみなされる場合を除く。)には、当該取引所は、当該先物取引等が行われた際、当該先物取引等に係る取引所税を当該取引所の会員から徵収し、その徵収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

2 取引所が前項の規定により取引所税を納付する場合においては、その月中の取引所の市場において行われた先物取引等を第七条第一項各号に掲げる区分ごとに区分し、その区分ごとに算出したその月中の当該各号に定める金額の合計額を課稅標準とし、これにそれぞれの税率を適用して算出した税額の合計額をもつてその月分の納付すべき取引所税額とすることができる。

3 第一項の規定により取引所税を徵収して納付する取引所は、その納付の際、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条第一項(納付の手続)に規定する納付書に納付すべき取引所税額その他の大蔵省令で定める事項を記載した計算書を添付しなければならない。

(特別徵収に係る取引所税の徵収等)

第十一条 取引所が前条第一項の規定により納付すべき取引所税を納付しなかつたときは、税務署長は、その取引所税を當該取引所から徵収する。

2 第五条第一項の規定により取引所の市場において先物取引等を行つたものとみなされる場合における取引所税については、当該取引所の主

たる事務所の所在地を所轄する税務署長が、直ちにその取引所税を徵収する。

(先物取引等の開廃等の申告)

第十二条 取引所は、その市場において先物取引等を開始しようとするときは、政令で定めると所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。取引所がその市場における先物取引等を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 取引所の会員(第五条第二項の規定により取引所の会員とみなされる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、取引所の市場において先物取引等を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その旨を当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。取引所の会員が取引所の市場における先物取引等を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、付すべき取引所税を納付しなかった場合には、取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた取引所税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超える納付しなかつた取引所税の額に相当する金額以下とすることができる。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万元以下の罰金に処する。

2 第十二条第一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

二 第十三條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第十二条第一項の規定による帳簿の記載をしている者又は從事していた者が、その事務に関

(以下「当該職員」という。)は、取引所税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 先物取引等が行われた市場を開設する取引所

二 先物取引等を行つた取引所の会員

三 第七条第三項に規定する委託者

2 当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、付すべき取引所税を納付しなかった場合には、取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた取引所税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、一百万円を超える納付しなかつた取引所税の額に相当する金額以下とすることができる。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万元以下の罰金に処する。

2 第十二条第一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

二 第十三條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第十二条第一項の規定による帳簿の記載をしている者又は從事していた者が、その事務に関

する事務所の所在地を所轄する税務署長が、直ちにその取引所税を徵収する。

第十三条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員

官 報 (号 外)

したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十四条又は第十五条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する当該各条の罰金刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の取引所税法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる先物取引等に係る取引所税について適用し、施行日前に課した、又は課すべきであった取引税については、なお從前の例による。

(暫定的非課税)

第三条 施行日から平成四年九月三十日までの間に行われる先物取引等のうち、次に掲げるものについては、取引所税を課さない。

一 新法第二条第四号イに掲げる取引に該当する先物取引のうち、本邦通貨又はアメリカ合衆国通貨を当該先物取引に係る売買の目的とするものであつて、その対価がそれぞれアメリカ合衆国通貨又は本邦通貨をもつて支払われるもの

二 新法第二条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引のうち、当該先物取引に係る指數等(同号ロに規定する指數等をいう。次条において同じ。)が済金契約に基づく債権(アメリカ合衆国通貨をもつて支払を受けるものに限る。)の利率に基づいて算出した数値であるもの

したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十四条又は第十五条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する当該各条の罰金刑を科する。

(税率の暫定的軽減)

第四条 施行日から平成四年九月三十日までの間に行われる新法第一条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引に係る取引に指數等が預金契約に基づく債権(本邦通貨をもつて支払を受けるものに限る。)の利率に基づいて算出した数値であるものに係る取引所税の税率は、新法第八条第一号の規定にかかるず、万分の〇・〇一とする。

(先物取引等の開廃等申告に係る経過措置)

第五条 施行日前から引き続いて改正前の取引所税法第五条第一項に規定する売買取引に該当する先物取引等が行われている市場を開設する取引所は、施行日において、新法第十一条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

2 施行日前から引き続いて先物取引等が行われている市場を開設する取引所(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新法第十一条第一項前段の規定による申告については、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から起算して一月以内に、当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

3 施行日前から引き続いて第一項の取引所の市場において同項の先物取引等を行っている取引所の会員は、施行日において、新法第十一条第二項前段の規定による申告をしたものとみなす。

4 施行日前から引き続いて取引所の市場において先物取引等を行っている取引所の会員(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新法第十一条第二項前段の規定による申告については、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から起算して一月以内に、当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお從前の例によることとする。

れる取引税に係ることの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(有価証券取引税法の一部改正)

第七条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第一百二号)の一部を次のよう改正する。

第三条第一項中「売付」を「売付け」に、「因る」を「よる」に、「買付」を「買付け」に、「因り」を「より」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に、「取引所税法(大正三年法律第二十三号)第五条第一項の規定により取引税」を「取引所税法(平成二年法律第二号)の規定により取引所税」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第八条 国税通則法の一部を次のよう改正する。

第一項第一項の規定による申告をしたものとみなす。

第二条第二号中「及び有価証券取引税法」を「有価証券取引税法」に改め、「納付すべき有価証券取引税」の下に「及び取引所税法(平成二年法律第二号)第九条(特別徴収による納付)の規定により徴収して納付すべき取引所税」を加える。

第十五条第二項第十一号を次のように改め

る。

十一 取引所税 先物取引等(取引所税法第二条第六号(定義)に規定する先物取引等をいう。)をした時

〔藤井孝男君登壇、拍手〕
○藤井孝男君 ただいま議題となりました取引所税法案につきまして、大蔵委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における先物取引等の実情の規定に改め、その課税の対象を見直すとともに税率の調整を図り、あわせて納税方法を特別徴収方式に改め等、所要の規定の整備合理化を図るために、取引所税法の全部を改正しようとするもの

であります。

委員会におきましては、取引所税の税率の設定の根柢、流通課税についての基本的認識、東京金融先物市場の実態等について質疑が行われました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 日程第六 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲川幸男君。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二年四月二十四日

農林水産委員長 仲川 幸男

審査報告書
本法律案は、最近における先物取引等の実情の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、かんがみ、現行の取引税について、その名称を取引所税に改め、その課税の対象を見直すとともに税率の調整を図り、あわせて納税方法を特別徴収方式に改め等、所要の規定の整備合理化を図るために、取引所税法の全部を改正しようとするもの

ため、取引所税法の全部を改正しようとするもの

安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年金基金の行う離農給付金の支給業務の延長等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成二年度一般会計予算に計上されている農業者離農給付金交付金七億三千八百四十二万円のうちから支出され

附帯決議

政府は、最近の農業・農村を取り巻く厳しい情勢に対処し、本制度が農業者の老後の保障と農業構造の改善に十分な役割を發揮できるよう、次の事項の実現に努め、制度の長期にわたる安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

一 農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、本年金の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に応じて国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。
また、年金未加入者の加入促進について、一層の努力をすること。

二 保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。

三 今回の改正に伴う新給付体系への移行、経営移譲に係る分割移譲方式の導入等については、その趣旨を周知徹底し、運用に遺憾なきを期すこと。

四 農業の持つ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金等の実施については、次期財政再計算時を日途に競意検討すること。
また、農業に専従する主婦等の年金への加入

五

離農給付金交付制度の運用に当たっては、離農地が中核的農家の経営規模の拡大等農業構造の改善に資するよう十分配慮すること。

六 農業者年金に加入している農業生産法人構成員の厚生年金への移行については、その実態に即して行われるよう配慮すること。

七 年金事業の末端業務が円滑かつ的確に実施されれるよう、農業委員会の役割の明確化など業務執行体制の整備充実に努めること。

八 中山間地域農業の振興を図るとともに、担い手不足地域における円滑な経営移譲を図るため、農地保有合理化促進事業、農協による経営受託事業等各種の施策を強力に推進し、併せて、農業者年金基金への農地貸付けを適切に実施し、万全を期すること。

九 附帯決議の実現に努めること。

十 附帯決議の実現に努めること。

十一 附帯決議の実現に努めること。

十二 附帯決議の実現に努めること。

十三 附帯決議の実現に努めること。

十四 附帯決議の実現に努めること。

十五 附帯決議の実現に努めること。

十六 附帯決議の実現に努めること。

十七 附帯決議の実現に努めること。

十八 附帯決議の実現に努めること。

十九 附帯決議の実現に努めること。

二十 附帯決議の実現に努めること。

二十一 附帯決議の実現に努めること。

二十二 附帯決議の実現に努めること。

二十三 附帯決議の実現に努めること。

二十四 附帯決議の実現に努めること。

二十五 附帯決議の実現に努めること。

二十六 附帯決議の実現に努めること。

二十七 附帯決議の実現に努めること。

二十八 附帯決議の実現に努めること。

二十九 附帯決議の実現に努めること。

三十 附帯決議の実現に努めること。

三十一 附帯決議の実現に努めること。

三十二 附帯決議の実現に努めること。

三十三 附帯決議の実現に努めること。

三十四 附帯決議の実現に努めること。

三十五 附帯決議の実現に努めること。

三十六 附帯決議の実現に努めること。

三十七 附帯決議の実現に努めること。

三十八 附帯決議の実現に努めること。

三十九 附帯決議の実現に努めること。

四十 附帯決議の実現に努めること。

四十一 附帯決議の実現に努めること。

四十二 附帯決議の実現に努めること。

四十三 附帯決議の実現に努めること。

四十四 附帯決議の実現に努めること。

四十五 附帯決議の実現に努めること。

四十六 附帯決議の実現に努めること。

四十七 附帯決議の実現に努めること。

四十八 附帯決議の実現に努めること。

四十九 附帯決議の実現に努めること。

五十 附帯決議の実現に努めること。

五十一 附帯決議の実現に努めること。

五十二 附帯決議の実現に努めること。

五十三 附帯決議の実現に努めること。

五十四 附帯決議の実現に努めること。

五十五 附帯決議の実現に努めること。

五十六 附帯決議の実現に努めること。

五十七 附帯決議の実現に努めること。

五十八 附帯決議の実現に努めること。

五十九 附帯決議の実現に努めること。

六十 附帯決議の実現に努めること。

収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)の移転を含む。)を行い、並びに農地等及びその附帯施設に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第一項中「売渡し」の下に「並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む。)」を加え、同項第二号中「あわせ行なう」を「併せ行う」に改める。

第二十二条第一項中「(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項に次の三号を加える。

五 その者が農業生産法人構成員期間(農業者年金の被保険者が農地等につき所有権又は使用者権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項に次の三号を加える。

合(その農業者年金の被保険者でなくなった日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農地等につき耕作若しくは養育の事業を行つ者又は当該事業に従事する者であつた期間に限る。)を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。

被用者年金期間を合算した期間(前二号に掲げた期間に該当する期間を除く。以下この号において同じ。)(その合算した期間が五年を超える場合には、五年)。

七 その者が特定配偶者期間(その者が、死亡した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で政令で定めるもの(以下この号において「死亡」被保険者等)といふ。)の死亡の時にその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に四十歳を超えていたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。以下同じ。)であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に四十歳を超えていたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。以下同じ。)であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に四十歳を超えていたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。以下同じ。)を基礎として主務省令で定めることにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその特定配偶者期間を合算した期間。

イ 二十年から前各号に掲げる期間を合算し大期間(その合算した期間が二十年を超える場合には、二十年)を控除して得た期間には、当該死亡被保険者等の保険料納付済期間(納付された保険料(第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。)に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)のうち、その者が当該死亡被保険者等の配

官報(号外)

偶者であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間

第二十三条第一項第二号中「農地法第二条第七項の」、「(以下単に「農業生産法人」という。)」及び「農地法第二条第七項に規定する」を削り、同項第三号中「所有権又は」を「所有権若しくは」に、「耕作又は」を「耕作者しきは」に改め、「行う者」の下に「又は前二号に掲げる者」を加え、「事業の」を削り、同条第二項第三号中「(納付された保険料を含む。)」を削り、「及び第四号」を「から第七号まで」に改める。

七十三条の規定により徴収された保険料を含む。)」を削り、「前二項」を「前各項」に

係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。」を削り、「及び第四号」を「から第七号まで」に改める。

第二十五条第九号中「農地法第二条第七項に規定する」を削り、同条第十号を次のように改め

十 第二十三条第一項第三号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第二十二条第一項に規定する者に該当している者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行うときを除く。)にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当したとき(当該被保険者となつた者が引き続き農地等につき所有権又は使用収益権を除く。)が第二十三条第一項第二号に掲げる者以外の者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者をその後継者として指定し

た者が第二十三条第一項第二号に掲げる者以外の者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者に対しその事業に供する農地等の全部又は一部について所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしないでその事業を廃止したとき。

口 当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三条第一項第二号に掲げる者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者に対し当該農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡をしないで

その組合員若しくは社員でなくなったとき(当該被保険者となつた者が引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員であるときを除く。)又は当該農業生産法人が農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行なう農業生産法人でなくなつたとき。

か、又は当該事業に従事する者であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付期間等を満たしていないときは、その者は基金に申し出で、農業者年金の被保険者と

われた農業者老齢年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

第三十七条の三 年金給付の受給権者が死亡したあその受給権が消滅したにもかかわらず、その死じの日の属する月の翌月以降の分として当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払すべき給付があるときは、主務省令で定めるところにより、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第三十四条の二 年金給付については、総務庁に

おいて作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指數」という。)が平成二年(この項の規定による年金給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指數を超えて下るに至つた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該農業生産法人の常時従事する組合員又は社員であり、かつ、同号に掲げられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指數を超えて下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金給付の額を改定する。

第三十七条第一項中「(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削り、同条の次に次の二条を加える。
(年金の支払の調整)

第三十七条の二 経営移譲年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として経営移譲年金の支払が行われたときは、その支払われた経営移譲年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

イ 前号イに掲げる者(同号イの政令で定め

る者のうち耕作又は養畜の事業を行う個人にあつては、当該事業に常時従事することの政令で定める要件に該当する者に限り、その他の政令で定める者で政令で定めるものその他の政令で定める者に限る。)処分対象農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等

口 前号ロに掲げる者(国民年金法第七条第一項第二号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなりた日からその経営移譲をした日の一年前の日までの間引き続き農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行なう者である者年金の支払が行われたときは、その支払

第四十二条第三項中「又は同項第三号」を「同項第三号イ及びロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第四号」に改め、同項第一号中「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第二号中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項第四項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四十三条の次に次の二条を加える。
 (支給の繰下げ)
 第四十三条の一 経営移譲年金に係る受給権者は、第三十四条第一項の請求と同時に、基金に対し、その者が指定する月(その者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以前の月に限る。以下「指定月」という。)まで経営移譲年金の支給を繰り下げるべき旨の申出をすることができる。
 2 前項の申出は、経営移譲年金の受給権を有することとなつた日から起算して一年を経過したときは、することができない。
 3 第一項の申出をした者は、いつでも、将来に向かつてその申出を撤回することができる。

4 第一項の申出をした者に対する経営移譲年金の支給は、第三十六条第一項及び第四十六条第一項の申出をした者にかかるらず、指定月(第一項の申出を撤回したときは、その撤回をした日の属する月の翌月。以下同じ。)から始めるものとする。
 5 第一項の申出をした者が、同項の申出をせず、経営移譲年金が支給されていたとすれば、第四十六条第二項又は第三項の規定により経営移譲年金の全部又は一部の支給が停止されることとなるときは、その停止されることとなる日に第一項の申出を撤回したものとみなす。第四十四条第一項を次のように改める。

経営移譲年金の額は、第一号に掲げる額(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額を加算した額)とする。

一 支給基準時年齢(経営移譲年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあっては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ。)についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額
 二 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

(支給要件)
 第四十七条 農業者老齢年金は、経営移譲年金に係る受給権者以外の者であつて保険料納付済期間等が二十年以上であるものが六十五歳に達したときに、その者に支給する。
 第四十八条中「五百五十八円」を「七百九十九円」に改める。

第三章第二節第二款第三目中第四十九条の次に次の二条を加える。
 (農業者老齢年金の特例支給)
 第四十九条の二 農業者老齢年金は、第四十七条に規定する場合のほか、経営移譲年金に係る受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき、その者に支給する。

一 第四十六条第二項各号のいずれかに該当している者が六十歳に達したとき。
 二 六十歳以上の者が第四十六条第二項各号のいずれかに該当したとき。

2 前項の規定により支給する農業者老齢年金の額は、第四十八条の規定にかかるらず、支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額に、それぞれ同表の第四欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

3 第一項の規定により支給される農業者老齢年金に係る受給権は、前条に規定する場合のほか、受給権者が第四十六条第二項各号に該当しなくなつたときは、消滅する。
 第四十六条第二項第一号中「第四十二条第一項第二号ロ」の下に「又は第三号イ及びロ」を加え、同条第三項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「第四十二条第一項第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加え、同条第三項中「同項第一項第二号若しくは第四号若しくは第五十二条第一項第二号若しくは第四号若しくは第二項第二号若しくは第四号」を「同條第一項第二号又は第五十二条第一項第二号若しくは第四号若しくは第二項第二号若しくは第四号」に改め、同項第二号又は第五十二条第一項第二号若しくは第四号若しくは第二項第二号若しくは第四号」を「同條第一項第二号又は第五十二条第一項第二号若しくは第四号若しくは第二項第二号若しくは第四号」に改め、同項第三号中「これない」を「超える」と、「こえ」を「超え」と、「あらわした」を「表した」に改める。
 第五十二条第一項中「その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については」及び「とし、

その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを合算した額(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十二条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額)を削り、同項第一号イ中「千六百七十五円」を「支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額」に改め、同項第二号イ中「五百五十八円」を「支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

報 (号外)

第五十三条规定中「二年以上」の下に「であり、かつ、保険料納付済期間等が二十年未満」を加え、同条に記載する。

第五十四条中「六十五歳に達する日の属する月の末日以前に」を削り、同条第一号中「経営移譲年金」を「年金給付」に、「別表」を「別表第一」に改め
る。

第五十六条中「別表」を「別表第一」とし、「経営移譲年金」を「年金給付」に改める。

「買入れ」の下に「又は借受け」を加え、「あわせて
買入れる」を「併せて買入れ、又は借り受け
る」に改める。

第八十二条の見出しを「農地等の売渡し等」に
改め、同条中「買入れ」の下に「又は借受け」を加
え、「を売り渡さなければ」を「の売渡し又は貸付
け(使用収益権の移転を含む。)をしなければ」に改
める。

第八十三条第一項第一号中「農用地区域」を「農
用地区域等」に改める。

第八十四条中「売渡し」の下に「並びに借受け及
び貸付け(使用収益権の移転を含む。)」を加える。

第八十七条第三項中「財務諸表」の下に「及び前
項の事業報告書」を加える。

附則第十一條第一項中「二十年」を「三十年」に改
める。

別表第一(第四十四条、第四十九条の一、第五十二条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六十一歳未満	六百九十六円	二百三十一円	四百六十三円
六十二歳以上六十三歳未満	七百八十四円	二百五十九円	五百十九円
六十三歳以上六十四歳未満	八百六十四円	二百八十七円	五百七十五円
六十四歳以上六十五歳未満	九百五十九円	三百十九円	六百三十九円
六十五歳	千六十七円	三百五十五円	七百十一円
	千百九十九円	三百九十九円	七百九十九円

別表第一の次に次の「一表」を加える。

	資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金額
三年以上	四年未満	一五二、〇〇〇円
四年以上	五年未満	一一〇一、〇〇〇円
五年以上	六年未満	一五一、〇〇〇円

（施行期日）
附 則

める部分、別表第一の次に別表第二を加える改正規定並びに附則第十九条、第二十一条、第二十二条及び第三十条の規定は平成四年一月一日から施行する。

(用語の定義)

第二条 この条から附則第二十二条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。

二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。

三 昭和四十九年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)をいう。

四 昭和五十四年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)をいう。

五 昭和六十年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)をいう。

六 昭和六十年法律第三十四号 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。

七 物価指数 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

八 平成元年基準物価上昇比率 平成元年の物価指数に対する平成二年の物価指数の比率をいう。

九 新經營移譲年金又は新農業者老齢年金 それぞれ新法による經營移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

十 旧經營移譲年金又は旧農業者老齢年金 それぞれ旧法による經營移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

十一 旧經營移譲年金受給権者 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧經營移譲年金に係る受給権を有していた

者をいう。

十二 旧農業者老齢年金受給権者 施行日の前日において旧農業者老齢年金に係る受給権を有していた者(旧經營移譲年金受給権者を除く。)をいう。

(農業生産法人構成員期間等に関する経過措置)

十三条 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前に農業者年金の被保険者であった者が、昭和六十一年法律第三十四号の施行の日に国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七条第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなつた場合についての新法第二十二条第一項第五号(新法第二項第五号及び第六号(新法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「国民年金法第七条第一項第一号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七条第一項第一号」と「なくなつた後同号」とあるのは「なくなつた後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)第七条第一項第二号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「その新国民年金法第七条第一項第二号に該当しなくなつた日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十号)の施行の日以後の日)に該当しなくなつた日(農業者年金の被保険者であった者が、昭和六十一年法律第三十四号の施行の日に国民年金法第七条第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなつた場合についての新法第二十六条の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(農業生産法人構成員期間等に関する経過措置)

十四条 昭和六十年改正法附則第三条の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、新法第二十二条第二項第五号の農業生産法人構成員期間及び同項第六号の特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。

(特定配偶者期間に関する経過措置)

十五条 施行日前に農業者年金の被保険者であった者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)についての新法第二十二条第二項第七号(新法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「死亡した」と

第号)の施行の日以後の日に限る。の属する月とする。

第四条 昭和六十年改正法附則第三条の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、新法第二十二条第二項第五号の農業生産法人構成員期間及び同項第六号の特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。

(特定配偶者期間に関する経過措置)

第六条 昭和四十九年改正法附則第七条第三項若しくは昭和五十四年改正法附則第三条第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者又は昭和六十年改正法附則第三条の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間(以下「特例事業所期間」という。)を有する者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

あるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十号)の施行の日以後に死亡した」とする。

(保険料納付済期間等に関する経過措置)

第六条 昭和四十九年改正法附則第七条第三項若しくは昭和五十四年改正法附則第三条第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者又は昭和六十年改正法附則第三条の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間(以下「特例事業所期間」という。)を有する者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

(資格の喪失の特例に関する経過措置)

第七条 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、昭和六十一年法律第三十四号の施行の日に国民年金法第七条第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなつた場合についての新法第二十六条の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

国民年金法第七条第一項第二号	保険料納付済期間
同法	昭和五十四年改正法附則第三条第四項の規定による納付がされた同号に該当する月の期間を合算した期間

(資格の喪失の特例に関する経過措置)

第七条 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、昭和六十一年法律第三十四号の施行の日に国民年金法第七条第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなつた場合についての新法第二十六条の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

国民年金法第七条第一項第二号	保険料納付済期間
同法	昭和五十四年改正法附則第三条第四項の規定による納付がされた同号に該当する月の期間を合算した期間

2 施行日前の保険料納付期間等が十五年以上である者(前項に規定する者を除く。)についての新法第二十六条の二第三項及び第四項の規定の適用については、「これらの規定中「該当しなくなつた場合」とあるのは、「該当しなくなつた場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第一号)の施行の日以後に該当しなくなつた場合に限る。)」とする。

第八条 新法第四十二条第一項、第三項及び第四項の規定は、施行日以後に耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合について適用し、施行日前に廃止し又は縮小した場合については、なお從前の例による。

(年金給付の額の改定の特例)

第九条 年金たる給付(以下「年金給付」という。)の額については、平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、平

卷之三

ては、新法別表第一の第二欄中「六百九十六円」

卷之三

六十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の

「九百五十九円」とあるのはそれぞれ障具別表

卷之三

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に

平成二年四月二十五日 参議院会議録第九号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

新法第五十二条第一項第一号イ及び第二項	新法第五十二条第一項第二号並びに第五十一条第一項第二号イ	新法第五十二条第一項第一号	支給基準時年齢を有することとなつた日から受給権を有するまでの期間の年金額
その第一欄に掲げる区分に応じて、第一欄に掲げる額	その第一欄に掲げる区分に応じて、第一欄に掲げる額	同項第一号	支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額
その第一欄に掲げる区分に応じて、第一欄に掲げる額	その第一欄に掲げる区分に応じて、第一欄に掲げる額	同項第一号	支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる額

(新経営移譲年金の支給についての経過的特例)
物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額を基準として政令で定める額」とする。

第十一条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者が施行日以後新法第四十一条各号のいずれかに該当した場合において、その者が附則別表第三の第一欄に掲げるものであるときは、その者は、新法第三十四条第一項の請求と同時に、基金に対し、次項から第五項までの規定による経過的特例としての年金給付を支給すべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する。

(新経営移譲年金の支給についての経過的特例)

官 報 (号 外)

3 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項の表の下欄中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成元年の物価指数に対する平成二年の物価指数の比率(以下「平成元年基準物価上昇比率」という。)を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

4 新法第四十三条の二及び前条の規定は、第一項の申出をした者については、適用しない。

5 第一項の申出をした者が附則別表第四の上欄に掲げるものである場合についての新法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

(新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十二条 附則別表第五の上欄に掲げる者については、新法第四十八条中「七百九十九円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「下欄に掲げる額」とあるのは、「下欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(特例支給に係る新農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十三条 附則別表第六の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第四欄中「四百六十三円」とあるのはそれぞれ附則別表第六の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「五百

十九円」とあるのは、それぞれ附則別表第六の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「六百三十九円」とあるのは、それぞれ附則別表第六の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第六の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「五百七十五円」とあるのは、それぞれ附則別表第六の第七欄に掲げる額とする。

平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは、第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは、「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは、「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは、「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは、「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(旧経営移譲年金受給権者等に係る年金給付の特例)

第十四条 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者老齢年金受給権者に係る年金給付については、次項の規定を適用する場合を除き、旧法中当該年金給付の規定を適用する場合を除き、

				千六百七十五円	九百二十四円
第一項第一号、旧法第五十二条 二十九条の規定による改正前の昭和六十 年改正法附則第十条改正法」という。附則第 二項	旧法第四十四条第一項第一号、旧法第五十二 条、旧法第五十二条第一項第二号及び第二项第 二号イ「旧六年改正法附則第十条第一項並び に旧六年改正法附則第十三条第一項並び	五百五十八円	六百四十一円		
旧法第四十四条第一項第三号、旧法第五十二 条第一項第四号及び第二项第四号イ並びに旧六十 年改正法附則第十条第一項	五百五十八円	六百四十一円			
旧法第四十四条第一項第四号、旧法第五十二条 条第一項第四号及び第二项第四号イ並びに旧六十 年改正法附則第十条第一項	五百五十八円	六百四十一円			
旧六十年改正法附則第十三条第二項	五百五十八円	六百四十一円			
昭和五十八年度基準物価上昇比率	昭和六十一年	昭和六十一年	昭和六十一年	五百五十八円	九百二十四円
昭和五十八年度基準	昭和六十一年	昭和六十一年	昭和六十一年	五百五十八円	九百二十四円
昭和五十八年度	昭和六十一年	昭和六十一年	昭和六十一年	五百五十八円	九百二十四円
旧六十年改正法附則別表第一の第二欄	三千七百十円	三千四百十九円	三千四百十九円	五百五十八円	九百二十四円
三千二百五十三円	三千二百五十三円	三千二百四十八円	三千二百四十八円	五百五十八円	九百二十四円
二千九百九十四円	二千九百九十四円	二千八百二十四円	二千八百二十四円	五百五十八円	九百二十四円
二千七百四十五円	二千七百四十五円	二千六百二十一円	二千六百二十一円	五百五十八円	九百二十四円
二千五百七円	二千五百七円	二千三百八十七円	二千三百八十七円	五百五十八円	九百二十四円
一千四百四十四円	一千四百四十四円			五百五十八円	九百二十四円

付の額の計算に関する規定及び当該年金給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定（他の法令に

おいて、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的説替えは、政令で定める。

官 報 (号 外)

平成二年四月二十五日 参議院会議録第九号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

旧六年改正法附則別表第一の第三欄

二千三百八十一円	二千三百五十一円	六百六十四円	七百八円
二千三百二十一円	二千三百十八円	六百四十八円	六百九十九円
二千二百六十二円	二千二百八十五円	六百三十二円	六百七八九円
二千二百六円	二千二百五十四円	六百三十六円	六百六十九円
二千五百十円	二千二百二十一円	六百一円	六百六十九円
二千九十六円	二千八十九円	五百八十六円	六百六十円
二千四十四円	二千五十六円	五百七十一円	六百五十円
千九百九十二円	二千百二十六円	五百七十一円	三百四十二円
千九百四十四円	二千九十七円	三百五十三円	三百二十五円
千八百九十五円	二千六十七円	三百二十五円	三百三円
千八百四十八円	二千三十六円	二百九十九円	二百八十二円
千八百四円	二千八円	二百七十五円	二百六十二円
千七百五十九円	千九百七十九円	二百五十一円	二百四十二円
千七百十六円	千九百五十二円	二百二十四円	二百三十九円
百八十五円	百七十一円	二百三十九円	二百三十五円
三百六十一円	三百三十七円	二百二十七円	二百二十九円
五百二十六円	四百九十八円	二百二十一円	二百二十二円
六百八十六円	六百五十五円	二百十五円	二百二十一円
八百三十六円	八百七円	二百十円	二百十九円
八百三十五円	七百九十六円	二百五円	二百十六円
七百九十四円	七百八十四円	二百四円	二百三円
七百三十五円	七百五十一円	二百三円	二百七円
七百五十四円	七百六十一円	二百二円	二百四円
六百九十九円	七百三十円	百九十九円	百九十八円
六百八十一円	七百十九円	百八十一円	百七十六円

旧六年改正法附則別表第一の第四欄

六百六十四円	七百八円	五百七十一円	三百四十二円
六百四十八円	六百九十九円	五百七十一円	三百四十二円
六百三十二円	六百七八九円	五百七十一円	三百四十二円
六百三十六円	六百六十九円	五百七十一円	三百四十二円
六百一円	六百六十九円	五百七十一円	三百四十二円
五百八十六円	六百六十円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百五十円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百五十一円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百四十九円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百四十一円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百三十九円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百三十七円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百三十五円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百三十三円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百三十一円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百二十九円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百二十七円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百二十一円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百十五円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百三円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	六百一円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	五百九十九円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	五百八十六円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	五百七十九円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	五百七十六円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	五百七三円	五百七十一円	三百四十二円
五百七十一円	五百七円	五百七十一円	三百四十二円

官報(号外)

旧六十年改正法附則別表第一の第五欄

	百七十二円	百九十五円
	十八円	十七円
	三十六円	三十四円
	五十三円	五十円
	六十八円	六十六円
	八十三円	八十一円
	八十二円	七十九円
	七十五円	七十六円
	七十三円	七十六円
	七十二円	七十四円
	七十円	七十三円
	六十八円	七十二円
	六十六円	七十円
	六十五円	七十円
	六十三円	六十九円
	六十一円	六十七円
	六十円	六十七円
	五十九円	六十六円
	五十七円	六十五円
	五百二十八円	八百五十五円
	九百四円	八百四十三円
	八百八十一円	八百三十一円
	八百五十八円	八百十九円
	八百三十六円	八百七円
	八百十五円	七百九十六円
	七百九十四円	七百八十四円

旧六十年改正法附則別表第一の下欄

3	新法第三十四条の二、第三十七条の二第一項及び第三十七条の三並びに附則第九条の規定は、第一項に規定する年金給付について準用する。	4	施行日前の月分の年金給付の額については、なお従前の例による。
	(旧經營移譲年金受給権者等に係る年金給付の額の特例)		
	第十五条 旧經營移譲年金受給権者については、前条の規定により算定した旧經營移譲年金の額(同条第二項の規定により読み替えて適用される旧六十年改正法附則第十条第二項並びに前条第三項において準用する附則第九条及び新法第三十四条の二の規定により年金給付の額の改定が行われた場合にあっては、当該改定後の年金給付の額)が、施行日の前日においてその者が受けける権利を有していた旧經營移譲年金の額が施行(六十五歳に達する日の属する月の翌月が施行		
2	日の属する月以後となる旧經營移譲年金受給権者の六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分の旧經營移譲年金にあっては、施行日の前日が施行日の属する月が旧經營移譲年金受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月であったとすれば、施行日の前日においてその者が受ける権利を有した旧經營移譲年金の額とする。以下この項において「既裁定年金額」という。)より少ないとときは、前条の規定にかかるわらず、当該既裁定年金額をもつて、その者に係る旧經營移譲年金の額とする。		
	旧經營移譲年金受給権者のうち施行日の前日において旧農業者老齢年金に係る受給権を有していたもの及び旧農業者老齢年金受給権者については、前条の規定により算定した旧農業者老齢年金の額(同条第二項の規定により読み替えて適用される旧六十年改正法附則第十三条第二項並びに前条第三項において準用する附則第九		

新法第五十四条の規定の適用については、同条第一号中「年金給付」とあるのは「年金給付又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第号)」以下「平成二年改正法」という。による改正前の農業者年金基金法による年金給付」と、「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」であるのは「平成二年改正法附則第二十二条各号に掲げる額を合算した額」とする。
(脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)

第二十二条 平成三年十二月までの被保険者期間

に係る保険料納付済期間を有する者についての

脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十

六条の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算

した額(新法若しくは旧法による年金給付の支

給を受けた者又は支給を受けるべき新法若しく

は旧法による年金給付でまだ支給を受けていな

いものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつ

ては、当該合算した額からその死亡した者が支

給を受けた新法又は旧法による年金給付の総額

(支給を受けるべき新法又は旧法による年金給

付でまだ支給を受けていないものの額を含む。)を控除した額)とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月ま

での被保険者期間に係る資格喪失日又は死

日の前日における保険料納付済期間(以下「基

礎納付済期間」という。)についての昭和四十

九年改正法による改正前の農業者年金基金法

別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、

同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二

月までの被保険者期間に係る保険料納付済期

間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得

た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての農業者年金基金

法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律

第六十五号)による改正前の農業者年金基金

法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に

かかる保険料納付済期間の月数を基礎納付済期

間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相

当する額

三 基礎納付済期間についての昭和六十年改正

法による改正前の農業者年金基金法別表の上

欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄

に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六

十一年十二月までの被保険者期間に係る保険

料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数

で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての旧法別表の上欄

に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄

に掲げる額に、昭和六十二年一月から平成三

年十一月までの被保険者期間に係る保険料納

付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

五 基礎納付済期間についての新法別表第一の

上欄に掲げる額に、昭和六十二年一月から平成三

年十一月までの被保険者期間に係る保険料納

付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

六 基礎納付済期間についての新法別表第一の

上欄に掲げる額に、昭和六十二年一月から平成三

年十一月までの被保険者期間に係る保険料納

付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

七の二 農業者年金基金が農業者年金基金法

により借り受けている小作地

八 農地法の一部改正に伴う経過措置

九 農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正

十 第二十六条 施行日前にした行為に対する農地法の規定による罰則の適用については、なお從前の例による。

十一 第十九条第一項第二号に掲げる業務の実施

十二 第二十六条の二第五項に掲げる業務の実施

十三 第二十六条の二第五項に付する額

十四 第二十六条の二第五項に付する額

十五 第二十六条の二第五項に付する額

十六 第二十六条の二第五項に付する額

十七 第二十六条の二第五項に付する額

十八 第二十六条の二第五項に付する額

十九 第二十六条の二第五項に付する額

二十 第二十六条の二第五項に付する額

二十一 第二十六条の二第五項に付する額

二十二 第二十六条の二第五項に付する額

二十三 第二十六条の二第五項に付する額

二十四 第二十六条の二第五項に付する額

二十五 第二十六条の二第五項に付する額

二十六 第二十六条の二第五項に付する額

二十七 第二十六条の二第五項に付する額

二十八 第二十六条の二第五項に付する額

二十九 第二十六条の二第五項に付する額

三十 第二十六条の二第五項に付する額

三十一 第二十六条の二第五項に付する額

三十二 第二十六条の二第五項に付する額

三十三 第二十六条の二第五項に付する額

三十四 第二十六条の二第五項に付する額

三十五 第二十六条の二第五項に付する額

三十六 第二十六条の二第五項に付する額

三十七 第二十六条の二第五項に付する額

三十八 第二十六条の二第五項に付する額

三十九 第二十六条の二第五項に付する額

四十 第二十六条の二第五項に付する額

四十一 第二十六条の二第五項に付する額

四十二 第二十六条の二第五項に付する額

四十三 第二十六条の二第五項に付する額

四十四 第二十六条の二第五項に付する額

四十五 第二十六条の二第五項に付する額

四十六 第二十六条の二第五項に付する額

四十七 第二十六条の二第五項に付する額

四十八 第二十六条の二第五項に付する額

四十九 第二十六条の二第五項に付する額

五十 第二十六条の二第五項に付する額

五十一 第二十六条の二第五項に付する額

五十二 第二十六条の二第五項に付する額

五十三 第二十六条の二第五項に付する額

五十四 第二十六条の二第五項に付する額

五十五 第二十六条の二第五項に付する額

五十六 第二十六条の二第五項に付する額

五十七 第二十六条の二第五項に付する額

五十八 第二十六条の二第五項に付する額

五十九 第二十六条の二第五項に付する額

六十 第二十六条の二第五項に付する額

六十一 第二十六条の二第五項に付する額

六十二 第二十六条の二第五項に付する額

六十三 第二十六条の二第五項に付する額

六十四 第二十六条の二第五項に付する額

六十五 第二十六条の二第五項に付する額

六十六 第二十六条の二第五項に付する額

六十七 第二十六条の二第五項に付する額

六十八 第二十六条の二第五項に付する額

六十九 第二十六条の二第五項に付する額

七十 第二十六条の二第五項に付する額

七十一 第二十六条の二第五項に付する額

七十二 第二十六条の二第五項に付する額

七十三 第二十六条の二第五項に付する額

七十四 第二十六条の二第五項に付する額

七十五 第二十六条の二第五項に付する額

七十六 第二十六条の二第五項に付する額

七十七 第二十六条の二第五項に付する額

七十八 第二十六条の二第五項に付する額

七十九 第二十六条の二第五項に付する額

八十 第二十六条の二第五項に付する額

八十一 第二十六条の二第五項に付する額

八十二 第二十六条の二第五項に付する額

八十三 第二十六条の二第五項に付する額

八十四 第二十六条の二第五項に付する額

八十五 第二十六条の二第五項に付する額

八十六 第二十六条の二第五項に付する額

八十七 第二十六条の二第五項に付する額

八十八 第二十六条の二第五項に付する額

八十九 第二十六条の二第五項に付する額

九十 第二十六条の二第五項に付する額

九十一 第二十六条の二第五項に付する額

九十二 第二十六条の二第五項に付する額

九十三 第二十六条の二第五項に付する額

九十四 第二十六条の二第五項に付する額

九十五 第二十六条の二第五項に付する額

九十六 第二十六条の二第五項に付する額

九十七 第二十六条の二第五項に付する額

九十八 第二十六条の二第五項に付する額

九十九 第二十六条の二第五項に付する額

一百 第二十六条の二第五項に付する額

一百一 第二十六条の二第五項に付する額

一百二 第二十六条の二第五項に付する額

一百三 第二十六条の二第五項に付する額

一百四 第二十六条の二第五項に付する額

一百五 第二十六条の二第五項に付する額

一百六 第二十六条の二第五項に付する額

一百七 第二十六条の二第五項に付する額

一百八 第二十六条の二第五項に付する額

一百九 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十一 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十二 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十三 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十四 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十五 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十六 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十七 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十八 第二十六条の二第五項に付する額

一百二十九 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十一 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十二 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十三 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十四 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十五 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十六 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十七 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十八 第二十六条の二第五項に付する額

一百三十九 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十一 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十二 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十三 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十四 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十五 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十六 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十七 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十八 第二十六条の二第五項に付する額

一百四十九 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十一 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十二 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十三 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十四 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十五 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十六 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十七 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十八 第二十六条の二第五項に付する額

一百五十九 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十一 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十二 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十三 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十四 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十五 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十六 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十七 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十八 第二十六条の二第五項に付する額

一百六十九 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十一 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十二 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十三 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十四 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十五 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十六 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十七 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十八 第二十六条の二第五項に付する額

一百七十九 第二十六条の二第五項に付する額

一百八十 第二十六条の二第五項に付する額

一百八十一 第二十六条の二第五項に付する額

一百八十二 第二十六条の二第五項に付する額

一百八十三 第二十六条の二第五項に付する額

一百八十四 第二十六条の二第五項に付する額

一百八十五 第二十六条の二第五項に付する額

一百八十六 第二十六条の二第五項に付する額

官報(号外)

附則別表第一

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
大正十五年四月一日から昭和一年四月一日までの間に生まれた者	千五百九十九円	千六百八十円	千七百六十一円	千八百四十二円	千九百一十三円	二千二十四円
昭和二年四月一日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千四百九十三円	千五百六十九円	千六百四十四円	千七百二十円	千七百九十五円	千八百九十四円
昭和三年四月一日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千三百九十円	千四百六十一円	千五百三十一円	千六百二十円	千六百七十二円	千七百六十四円
昭和四年四月一日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千二百九十九円	千三百五十五円	千四百二十一円	千四百八十六円	千五百五十一円	千六百三十三円
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千一百九十二円	千二百五十二円	千三百十一円	千三百七十二円	千四百三十二円	千五百八円
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千百七十五円	千二百三十四円	千二百九十三円	千三百五十四円	千四百十三円	千四百八十七円
昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千九十九円	千百五十七円	千二百三十一円	千三百七十二円	千四百三十二円	千五百八円
昭和八年四月一日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	九百四十円	千九十八円	千二百七十四円	千二百五十八円	千三百四十四円	千四百四十五円
昭和九年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	九百四十円	千二十六円	千百十円	千二百四十円	千三百四十円	千四百二十四円
昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	八百七十一円	九百五十五円	千五十三円	千百六十六円	千二百七十八円	千四百四円
昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	八百三円	八百九十九円	九百九十六円	千百七円	千二百三十一円	千三百八十四円
昭和十二年四月一日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	七百九十一円	八百八十六円	九百八十二円	千九十一円	千二百十四円	千三百六十四円
昭和十三年四月一日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	七百七十九円	八百七十三円	九百六十七円	千七十五円	千二百四十五円	千三百四十三円
昭和十四年四月一日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	七百六十八円	八百六十一円	九百五十四円	千六十円	千百八十九円	千三百一十五円
昭和十五年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	七百五十八円	八百四十九円	九百四十一円	千四十六円	千百六十三円	千三百七円
昭和十六年四月一日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	七百四十七円	八百三十七円	九百二十七円	千三十一円	千百四十六円	千二百八十八円

官報(号外)

昭和十七年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	七百三十六円	八百二十四円	九百十二円	千十五円	千一百一十九円	千二百六十八円
昭和十八年四月一日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	七百二十五円	八百十三円	九百一円	千円	千百十四円	千二百五十一円
昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	七百十六円	八百二円	八百八十八円	九百八十六円	千九十七円	千二百三十三円
昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	七百五円	七百九十一円	八百七十五円	九百七十三円	千八十三円	千二百十六円
附則別表第二						

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄
大正十五年四月一日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八十四円	八十八円	九十二円	九十六円	一百一円	一百六円
昭和二年四月一日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	百六十六円	百七十四円	百八十三円	百九十一円	二百一円	二百十円
昭和三年四月一日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二百四十五円	二百五十七円	二百七十九円	二百八十二円	二百九十五円	三百十円
昭和四年四月一日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百一十二円	三百三十九円	三百五十五円	三百七十一円	三百八十八円	四百八円
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百九十七円	四百十七円	四百三十八円	四百五十八円	四百七十八円	五百三円
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百九十二円	四百十二円	四百三十二円	四百五十一円	四百七十一円	四百九十六円
昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百六十六円	三百八十六円	四百十円	四百三十四円	四百五十九円	四百八十八円
昭和八年四月一日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百四十二円	三百六十六円	三百九十円	四百十八円	四百四十七円	四百八十一円
昭和九年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百十三円	三百四十一円	三百七十円	四百三円	四百三十六円	四百七十四円
昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二百九十九円	三百十八円	三百五十一円	四百一十六円	四百三十六円	四百六十八円
昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	二百六十七円	三百四十九円	三百五十二円	四百四十円	四百四十九円	四百六十一円
昭和十二年四月一日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一百六十四円	二百九十六円	三百一十八円	四百五円	四百五十五円	四百五十五円

官報(号外)

附則別表第三

昭和十三年四月一日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二百六十円	二百九十二円	三百一十三円	三百五十八円	三百九十九円	四百四十八円
昭和十四年四月一日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二百五十六円	二百八十七円	三百零八円	三百五十三円	三百九十二円	四百四十一円
昭和十五年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	二百五十二円	二百八十三円	三百十三円	三百四十八円	三百八十七円	四百三十五円
昭和十六年四月一日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	二百四十九円	二百七十九円	三百零九円	三百四十三円	三百八十二円	四百二十九円
昭和十七年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	二百四十五円	二百七十五円	三百五円	三百三十八円	三百七十六円	四百二十三円
昭和十八年四月一日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	二百四十二円	二百七十一円	三百円	三百三十四円	三百七十一円	四百十七円
昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	二百三十八円	二百六十七円	二百九十六円	三百一十九円	三百六十六円	四百二十一円
昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二百三十五円	二百六十三円	二百九十二円	三百二十四円	三百六十円	四百五円
附則別表第三						
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄		
大正十五年四月一日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三千二百四十八円	一千五百三十七円	百七十一円	六十円		
昭和二年四月一日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千三十四円	千六十二円	三百三十七円	百十八円		
昭和三年四月一日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二千八百二十四円	九百八十九円	四百九十八円	百七十四円		
昭和四年四月一日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	一千六百二十一円	九百十八円	六百五十五円	一百二十九円		
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二千四百二十一円	八百四十八円	八百七円	一百八十二円		
昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一千三百八十七円	八百三十六円	七百九十六円	二百七八円		
昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一千三百五十一円	九百二十四円	七百八十四円	三百八円		
昭和九年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一千二百八十五円	千二十二円	七百八十三円	三百四十円		
昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一千二百五十四円	千三百三十九円	七百六十一円	三百七十七円		
	七百五十一円			四百十七円		

附則別表第四

昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和八年四月一日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和九年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳
大正十五年四月一日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八百五十五円

附則別表第五

大正十五年四月一日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八百五十五円
-------------------------------	--------

附則別表第六

第一 欄	第二 欄	第三 欄	第四 欄	第五 欄	第六 欄	第七 欄
大正十五年四月一日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	四百九十六円	五百五十六円	六百十六円	六百八十四円	七百六十一円	八百五十五円
昭和二年四月一日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十九円	五百四十八円	六百七円	六百七十四円	七百五十円	八百四十三円
昭和三年四月一日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十二円	五百四十円	五百九十八円	六百六十五円	七百四十円	八百三十一円
昭和四年四月一日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	四百七十五円	五百三十二円	五百九十九円	六百五十五円	七百二十九円	八百十九円
昭和五年四月一日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八円	五百一十五円	五百八十一円	六百四十六円	七百十八円	八百七円
昭和六年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百六十二円	五百十七円	五百七十三円	六百三十七円	七百八円	七百九十六円
昭和十一年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十二円	五百十八円	五百七十四円	六百三十八円	七百九円	七百九十七円
昭和十六年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百六十三円	五百十九円	五百七十五円	六百三十八円	七百十円	七百九十八円

〔仲川幸男君登壇、拍手〕

○仲川幸男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定

を図るため給付等の適正化を行うとともに、經營移譲年金について農業經營の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年金基金の行う離農給付金の支給業務の延長等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農業者年金制度の現状と今後のあり方、給付体系の変更、保険料の引き上げ、遺族年金の創設、婦人の年金加入、担い手不足地域における經營移譲の円滑化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御

〔仲川幸男君登壇、拍手〕

見を聴取するとともに、農業者年金制度の現状と今後のあり方、給付体系の変更、保険料の引き上げ、遺族年金の創設、婦人の年金加入、担い手不足地域における經營移譲の円滑化等について質疑がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数を承知を願います。

